

平成24年10月15日
予算決算常任委員会説明資料

三重の財政

< 平成23年度財務報告書 >

三 重 県

目 次

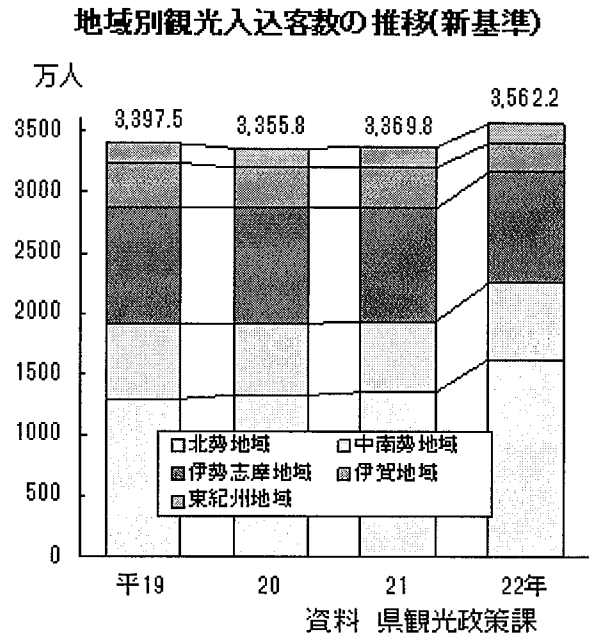
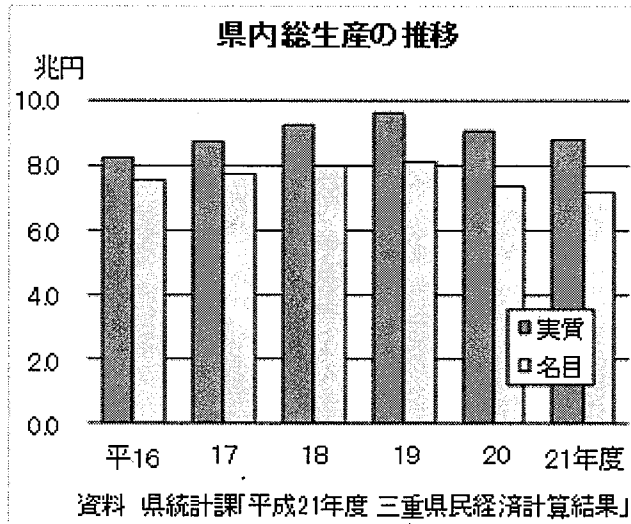
第 1	三重県のプロフィール	1
第 2	平成23年度一般会計・特別会計歳入歳出決算のあらまし	3
1	全体の概要	3
2	一般会計の決算内容	6
3	特別会計の決算内容	15
4	一般会計・特別会計の収支	19
5	財産に関する内容	21
第 3	県債及び一時借入金の状況（普通会計）	25
第 4	財政指標	28
1	健全化判断比率等の状況	28
2	財政指標の活用による財政状況の把握	35
第 5	平成23年度財務書類 4 表（普通会計）	41
第 6	資産カルテ（平成23年度決算）	56
第 7	平成24年度予算の執行状況	69
第 8	企業会計決算の状況	71
	【参考】平成23年度普通会計決算の概要	82
	巻末資料編	85

第1 三重県のプロフィール

1 位置と地勢

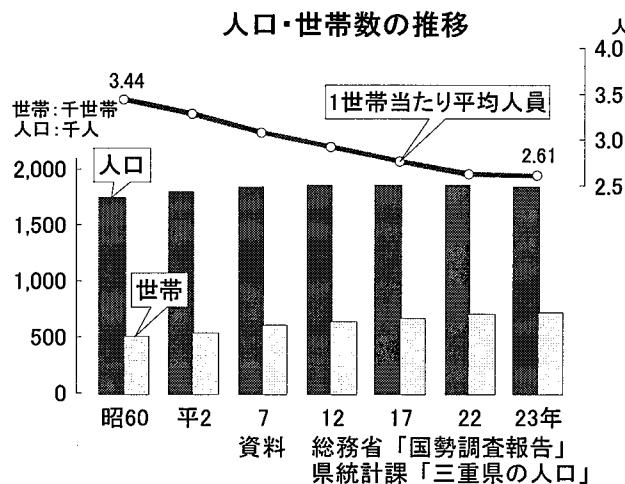
三重県は、日本列島のほぼ中央に位置し、東西約 80 km、南北約 170 km の南北に細長い県土を持っています。

また、北部は商工業が盛んな地域である一方、南部は伊勢志摩国立公園や世界遺産熊野古道などの地域資源を有し、都市的機能と豊かな自然とのバランスがとれた地域となっています。



2 人口と面積

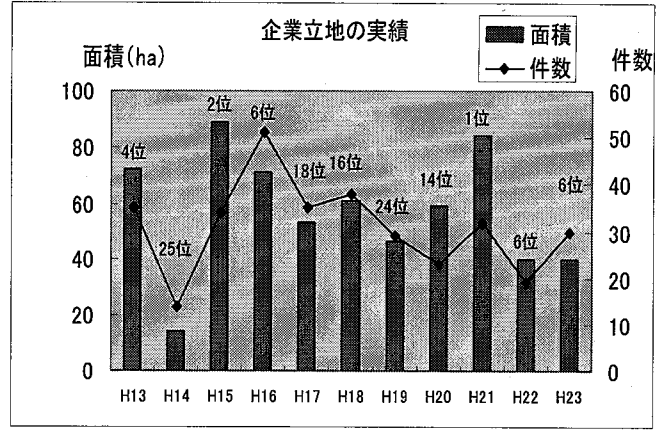
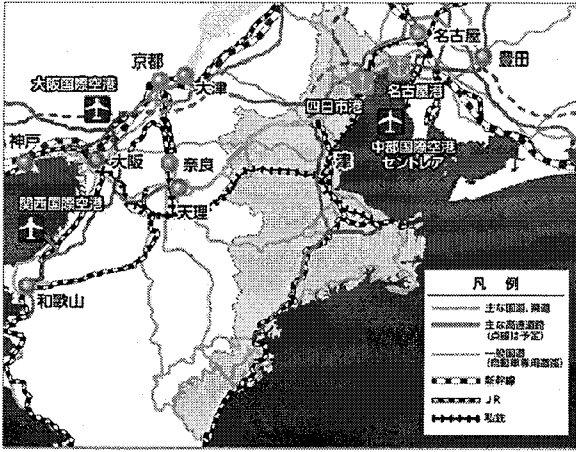
平成 22 年 10 月 1 日現在の総人口 (国勢調査結果) は、約 185 万人で、都道府県別の全国順位は 22 番目の多さになっています。また、平成 23 年 10 月 1 日の総面積は 5,777.31 km²で、全国順位は 25 番目の広さになっています。



3 交通アクセス

三重県は、中部圏と近畿圏の両方に属していることもあり、鉄道のほか、東名阪自動車道や第二名神高速道路などの高速道路、幹線国道が充実し、二大都市圏へのアクセスが大変便利になっています。

また、四日市港、中部国際空港など海外からのアクセスも充実しています。



例えば、津市から大阪市までは、自動車では約2時間、鉄道では約1時間30分、名古屋市までは、自動車では約1時間、鉄道では約50分となっています。

このようなアクセスの良さもあって、平成7年から平成22年までの間に、三重県内において取得された企業の工場用地（千㎡以上）の面積は、9,311千㎡となり、全国に占める割合は約3.6%（全国10位）となっています。

4 産業

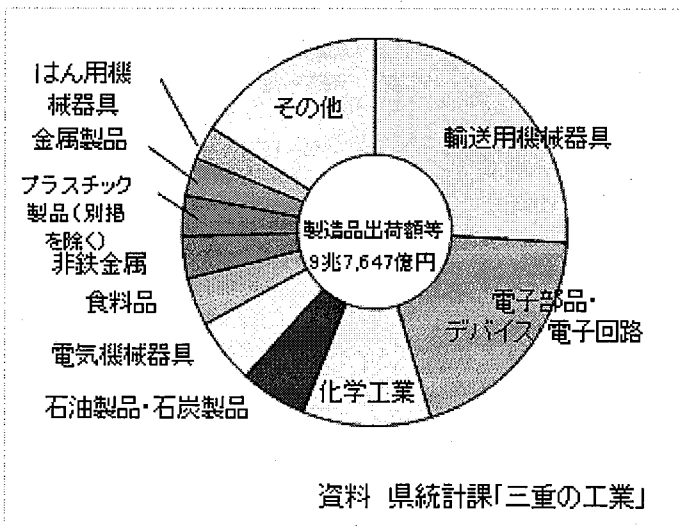
三重県は、国内でも有数の石油化学コンビナートを有するとともに、半導体、液晶、自動車などの先端産業が発達しています。

こうした状況は統計面でも現れています。平成22年工業統計調査によると、平成22年12月31日現在の製造品出荷額等は9兆7,647億円で、全国9位の規模となっています。

また、農林水産業では、なばな、モロヘイヤ、茶などの生産量が全国的にも上位にあり、伊勢エビやカツオなどの漁獲量も多く、自然に恵まれた本県ならではの特性となっています。

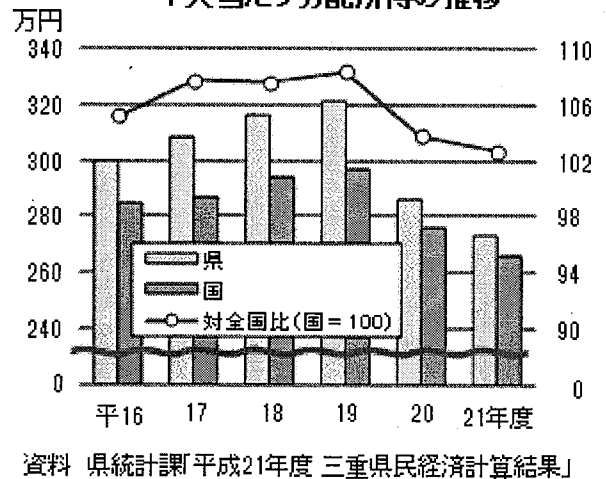
なお、1人当たりの県民所得は、平成20年秋以降の米国発の世界的な経済危機の影響から、企業収益が大きく悪化したことに伴い、平成20年度から減少に転じ、平成21年度は前年度より4.6%減少して273万1千円となり、全国11位となっています。

製造品出荷額等（平成22年）



【全国9位】

1人当たり分配所得の推移



【全国11位】

第2 平成23年度 一般会計・特別会計歳入歳出決算のあらまし

1 全体の概要

(1) 歳入

歳入総額は、一般会計^注7,259億円、特別会計^注1,286億円で、合わせて8,545億円となり、借換債を除いた前年度の金額に比べ一般会計は、13億円、0.2%増加、特別会計は、90億円、7.5%増加しています。

(単位:億円)

区分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一般会計	22年度	7,486	7,246	239	95	4
	23年度	7,688	7,259	429	93	4
	増減額	203	13	190	△2	△0
	増減率	2.7%	0.2%	79.5%	△2.0%	△7.7%
特別会計	22年度	1,307	1,293	13	37	0
	23年度	1,294	1,286	7	38	0
	増減額	△13	△7	△6	1	△0
	増減率	△1.0%	△0.6%	△44.0%	1.8%	△90.8%
合計	22年度	8,792	8,540	253	132	5
	23年度	8,982	8,545	437	131	4
	増減額	190	6	184	△1	△1
	増減率	2.2%	0.1%	73.0%	△1.0%	△12.5%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【借換債除きベース】

(単位:億円)

区分	予算現額(A)	歳入総額(B)	差(A-B)	(参考)		
				収入未済額注	不納欠損額注	
一般会計	22年度	7,486	7,246	239	95	4
	23年度	7,688	7,259	429	93	4
	増減額	203	13	190	△2	△0
	増減率	2.7%	0.2%	79.5%	△2.0%	△7.7%
特別会計	22年度	1,209	1,196	13	37	0
	23年度	1,294	1,286	7	38	0
	増減額	84	90	△6	1	△0
	増減率	7.0%	7.5%	△44.0%	1.8%	△90.8%
合計	22年度	8,695	8,442	253	132	5
	23年度	8,982	8,545	437	131	4
	増減額	287	103	184	△1	△1
	増減率	3.3%	1.2%	73.0%	△1.0%	△12.5%

*22年度は、特別会計において97億円の借換債を発行しています。

23年度は、一般会計及び特別会計において借換債を発行していません。

(2) 歳 出

歳出総額は、一般会計 7,080 億円、特別会計 1,248 億円で、合わせて 8,327 億円となり、借換債を除いた前年度の金額に比べ一般会計は、41 億円、0.6%増加、特別会計は、90 億円、7.8%増加しています。

(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	22年度	7,486	7,038	447	368	79
	23年度	7,688	7,080	609	516	92
	増減額	203	41	161	148	14
	増減率	2.7%	0.6%	36.1%	40.1%	17.3%
特 別 会 計	22年度	1,307	1,255	52	32	19
	23年度	1,294	1,248	46	28	18
	増減額	△ 13	△ 8	△ 5	△ 4	△ 2
	増減率	△1.0%	△0.6%	△10.6%	△11.9%	△8.5%
合 計	22年度	8,792	8,293	499	401	98
	23年度	8,982	8,327	655	545	110
	増減額	190	34	156	144	12
	増減率	2.2%	0.4%	31.3%	36.0%	12.2%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【借換債除きベース】

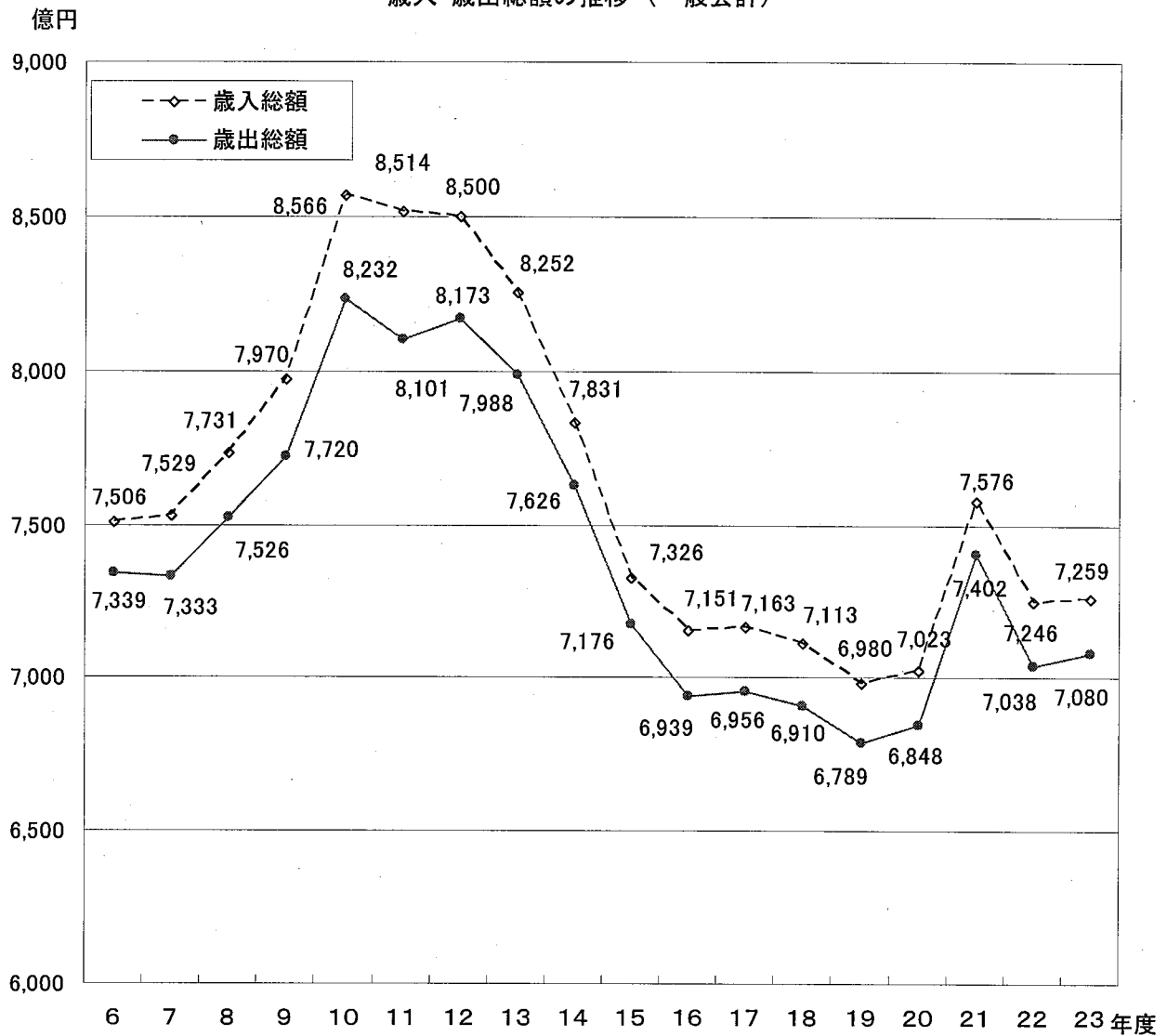
(単位:億円)

区 分	予算現額(A)	歳出総額(B)	差(A-B)	差(A-B)の内訳		
				翌年度繰越額	不 用 額	
一 般 会 計	22年度	7,486	7,038	447	368	79
	23年度	7,688	7,080	609	516	92
	増減額	203	41	161	148	14
	増減率	2.7%	0.6%	36.1%	40.1%	17.3%
特 別 会 計	22年度	1,209	1,158	52	32	19
	23年度	1,294	1,248	46	28	18
	増減額	84	90	△ 5	△ 4	△ 2
	増減率	7.0%	7.8%	△10.6%	△11.9%	△8.5%
合 計	22年度	8,695	8,196	499	401	98
	23年度	8,982	8,327	655	545	110
	増減額	287	131	156	144	12
	増減率	3.3%	1.6%	31.3%	36.0%	12.2%

*22年度は、特別会計において97億円の借換債を発行しています。

23年度は、一般会計及び特別会計において借換債を発行していません。

歳入・歳出総額の推移（一般会計）



国の緊急経済対策による公共事業等の事業量の増加に伴い、歳入総額、歳出総額は平成10年度～12年度にピークを迎えましたが、景気の低迷や三位一体改革による地方交付税などの財源圧縮、また、投資的経費の縮減などにより年々減少しました。平成20年度からは、国の景気対策等に伴い増加に転じましたが、平成22年度には国の雇用・経済対策に関する国庫支出金等が減少し、平成23年度は横ばいとなっています。

用語の説明

・一般会計、特別会計

一般会計とは、地方公共団体の会計の基本的なもので、下記の特別会計に属しないすべての歳入、歳出を経理する会計のこと。

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のこと。

・収入未済額

地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日までに収納されなかった金額。この収納未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

・不納欠損額

調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されず時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額。

2 一般会計の決算内容

(1) 歳入

ア 概要

歳入総額は7,259億円で、前年度に比べ13億円、0.2%の増（H22：7,246億円→H23：7,259億円）となっています。

歳入予算額との比較では、429億円の減収（前年度は239億円の減収）となっています。

これは、繰越により、国庫支出金や県債等が翌年度に収入されることによるものです

（繰越に伴う主な未収入特定財源^注：国庫支出金232億円、県債136億円）

（単位：百万円）

科 目	22年度	23年度	対前年度比較	
			増減額	伸び率
県 税	202,165	204,465	2,300	1.1%
地方消費税清算金 [※]	34,718	34,524	△194	△0.6%
地方譲与税	24,075	25,443	1,368	5.7%
地方特例交付金 [※]	2,437	2,113	△324	△13.3%
地方交付税	145,126	141,853	△3,273	△2.3%
交通安全対策特別交付金	674	658	△16	△2.4%
分担金及び負担金	4,301	4,294	△8	△0.2%
使用料及び手数料	5,508	5,367	△141	△2.6%
国庫支出金	91,021	86,966	△4,055	△4.5%
財産収入	1,115	845	△270	△24.2%
寄附金	276	30	△246	△89.0%
繰入金	29,037	52,250	23,213	79.9%
繰越金	16,617	17,757	1,141	6.9%
諸収入	19,602	19,859	257	1.3%
県債	147,960	129,478	△18,482	△12.5%
合 計	724,632	725,902	1,270	0.2%

* 平成22年度、23年度ともに、一般会計での借換債の発行はありません。

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

イ 増減の主なもの

・ 県税収入（対前年度23億円、1.1%増、H22：2,022億円→H23：2,045億円）は、法人の業績回復により法人事業税が増収になったことなどにより増加しています。

- ・ 個人県民税（H22：612億円→H23：609億円 3億円、0.4%減）
- ・ 法人事業税（H22：311億円→H23：321億円 10億円、3.3%増）
- ・ 法人県民税（H22：92億円→H23：96億円 4億円、4.9%増）
- ・ 自動車取得税（H22：36億円→H23：31億円 5億円、13.5%減）
- ・ 地方消費税（H22：332億円→H23：346億円 14億円、4.2%増）

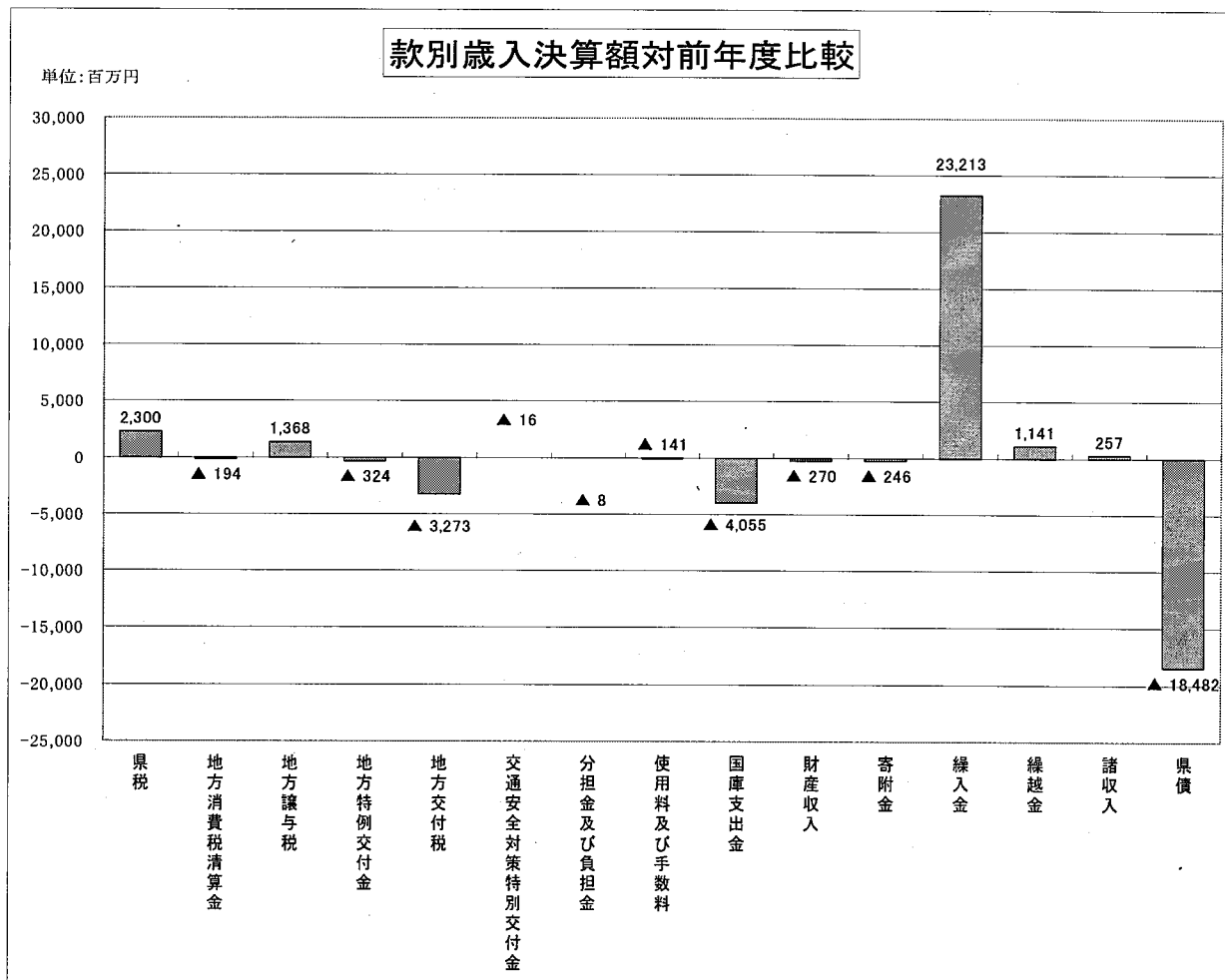
・ 地方譲与税（対前年度14億円、5.7%増、H22：241億円→H23：254億円）は、法人の業績回復により地方法人特別譲与税^注が増加したことにより、前年度より増加しています。

・ **地方交付税**（対前年度 33 億円、2.3%減、H22：1,451 億円→H23：1,419 億円）は、普通交付税の算定において、法人事業税等にかかる基準財政収入額が増加したことなどにより減少しています。

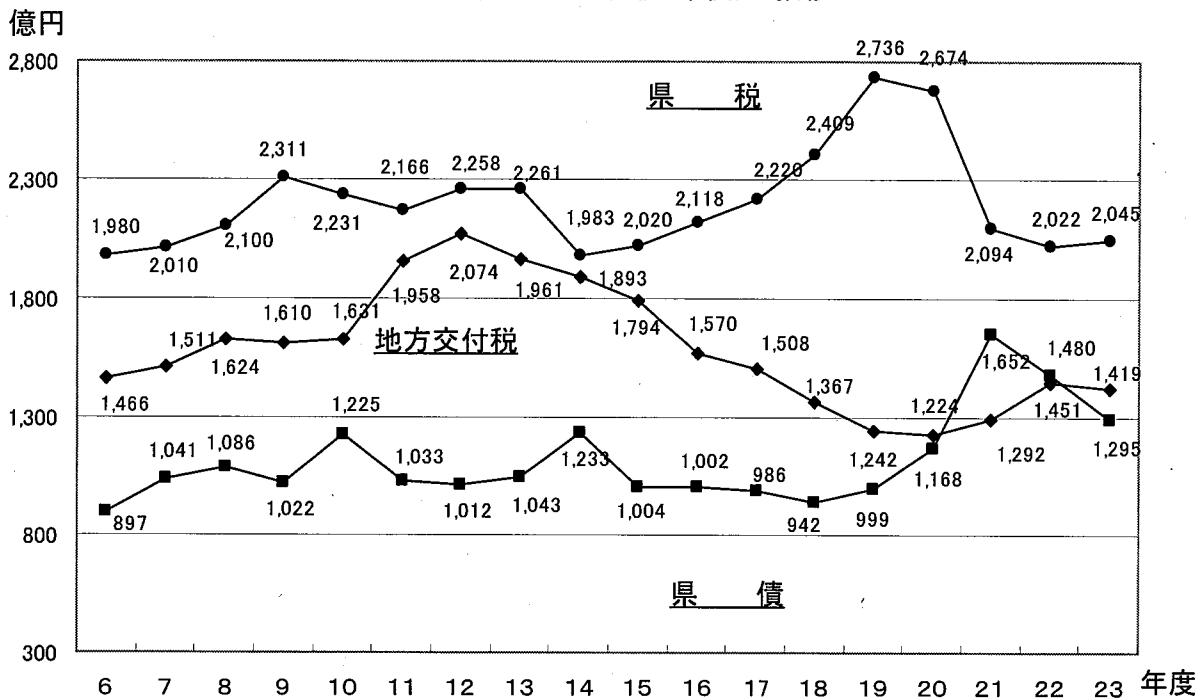
・ **国庫支出金**（対前年度 41 億円、4.5%減、H22：910 億円→H23：870 億円）は、平成 21 年度に創設された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」等の多額の臨時交付金が、大幅に減少したことなどにより減少しています。

・ **繰入金^注**（対前年度 232 億円、79.9%増、H22：290 億円→H23：522 億円）は、県立総合医療センターの地方独立行政法人化などに対応するため、土地開発基金条例を改正し、基金の取り崩しを行い、公共用地先行取得事業特別会計から繰り入れたことなどにより増加しています。

・ **県債**（対前年度 185 億円、12.5%減、H22：1,480 億円→H23：1,295 億円）は、臨時財政対策債や退職手当債の減などにより減少しています。

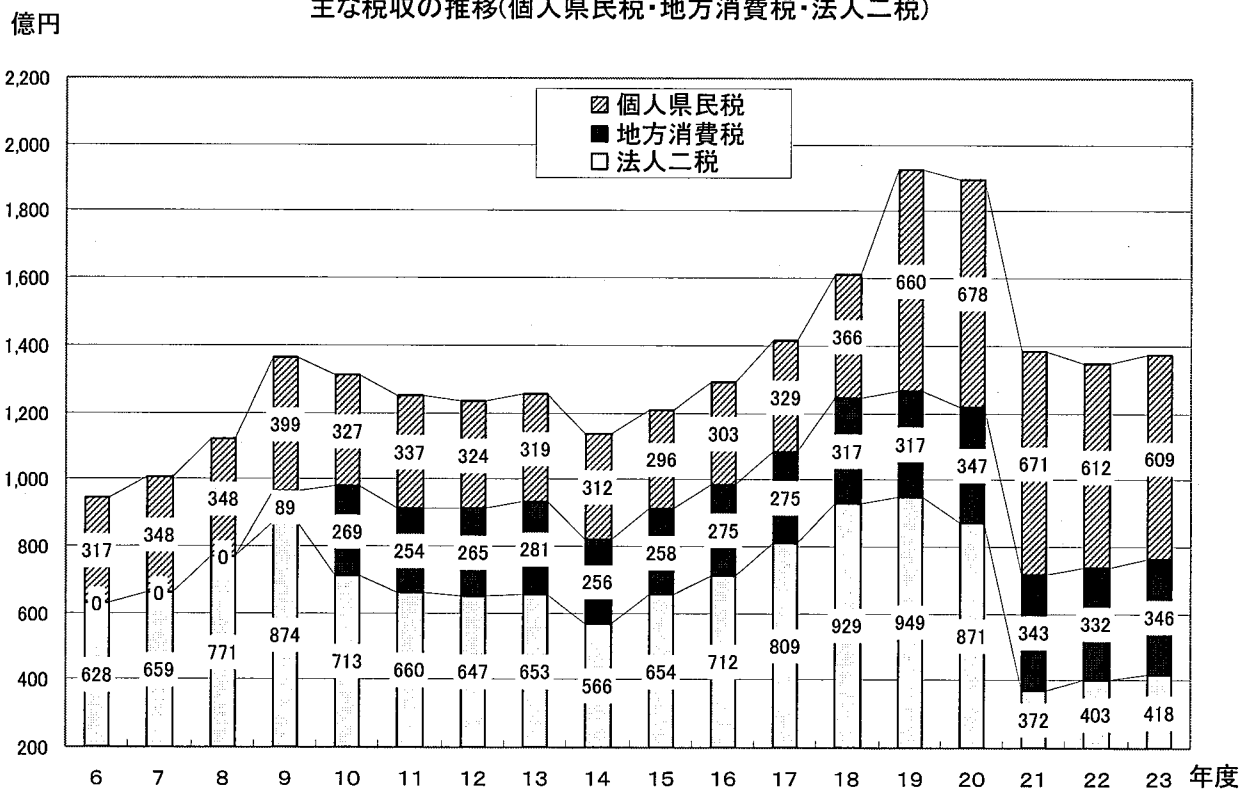


主な収入(県税・地方交付税・県債)の推移



* 県債は、借換債を除く実質的な歳入額で計上しています。

主な税収の推移(個人県民税・地方消費税・法人二税)



ウ 収入未済額・不納欠損額

収入未済額は 93 億円（対前年度 2 億円、2.0%減、H22：95 億円→H23：93 億円）に減少しています。

主なものは、県税 65 億円、諸収入 27 億円などです。

不納欠損額は 4 億円（対前年度 0.3 億円、7.7%減、H22：4.5 億円→H23：4.1 億円）に減少しています。

内訳は、県税 3.9 億円、諸収入 0.2 億円です。

用語の説明

・未収入特定財源

予算の繰越手続により経費の一部を翌年度に繰り越して使用する場合には、これに見合った財源も翌年度に繰り越さなければならないこととされている。この財源としては、当該年度の一般財源（県税、地方交付税など使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるもの）や収入済みの特定財源（使途が特定されているもの）のほか、当該年度には収入されていないが、翌年度に収入することが確実な未収入特定財源が認められている。

・地方法人特別譲与税

平成 20 年の税制改正により、地域間の税源偏在の是正に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、新たに地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設された。

地方法人特別譲与税は、国税である地方法人特別税を都道府県が法人事業税と併せて徴収し国へ払い込み、人口と従業員数で按分した額が国から都道府県に譲与されるものである。

・地方特例交付金

平成 23 年度における地方特例交付金には「児童手当及び子ども手当特例交付金」、「減収補てん特例交付金」がある。

「児童手当及び子ども手当特例交付金」は、平成 22 年度における子ども手当の創設等に伴う地方負担の増加分に対応するために交付されるもの。

「減収補てん特例交付金」は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために交付されるもの。

・繰入金

事業遂行に必要な財源が不足する場合などに、必要に応じて資金を繰り入れるもので、一般会計、特別会計間相互の繰入金と基金からの繰入金の 2 種類がある。

・地方消費税清算金

都道府県は、地方消費税額に相当する額について、消費に関連した基準によって都道府県間において清算（地方消費税清算金）する仕組みとなっている。また、地方消費税は都道府県税であるが、税収入の 1/2 は「地方消費税交付金」として市町村に交付される。

(2) 歳 出
ア 概 要

歳出総額は7,080億円で、前年度に比べ41億円、0.6%の増（H22：7,038億円→H23：7,080億円）となっています。

歳出予算額との比較では、609億円の差額（前年度は447億円の差額）が生じています。

これは、年度内に事業が完了せず翌年度に繰り越された事業費と、執行されずに残った不用額によるものです。

（単位：百万円）

科 目	22年度	23年度	対前年比較	
			増減額	伸び率
議 会 費	1,455	1,590	135	9.3%
総 務 費	58,511	44,564	△ 13,948	△ 23.8%
民 生 費	89,584	96,122	6,537	7.3%
衛 生 費	34,200	43,735	9,534	27.9%
労 働 費	9,114	8,334	△ 781	△ 8.6%
農 林 水 産 業 費	40,515	40,801	286	0.7%
商 工 費	9,907	10,414	507	5.1%
土 木 費	92,339	86,620	△ 5,719	△ 6.2%
警 察 費	39,754	38,046	△ 1,708	△ 4.3%
教 育 費	175,361	173,792	△ 1,569	△ 0.9%
災 害 復 旧 費	3,129	6,853	3,723	119.0%
公 債 費	95,012	101,330	6,318	6.6%
諸 支 出 金	54,953	55,780	827	1.5%
合 計	703,835	707,978	4,143	0.6%

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

イ 増減の主なもの

・総務費（対前年度139億円、23.8%減、H22：585億円→H23：446億円）は、平成22年度に大幅に増加した財政調整基金への積立金が、平成23年度には減少したこと（財政調整基金積立金 対前年度156億円、99.6%減 H22：156.3億円→H23：0.7億円）などにより減少しています。

・民生費（対前年度65億円、7.3%増、H22：896億円→H23：961億円）は、災害救助事業費（対前年度19億円、392.4%増、H22：4.7億円→H23：23.4億円）などで増加しています。

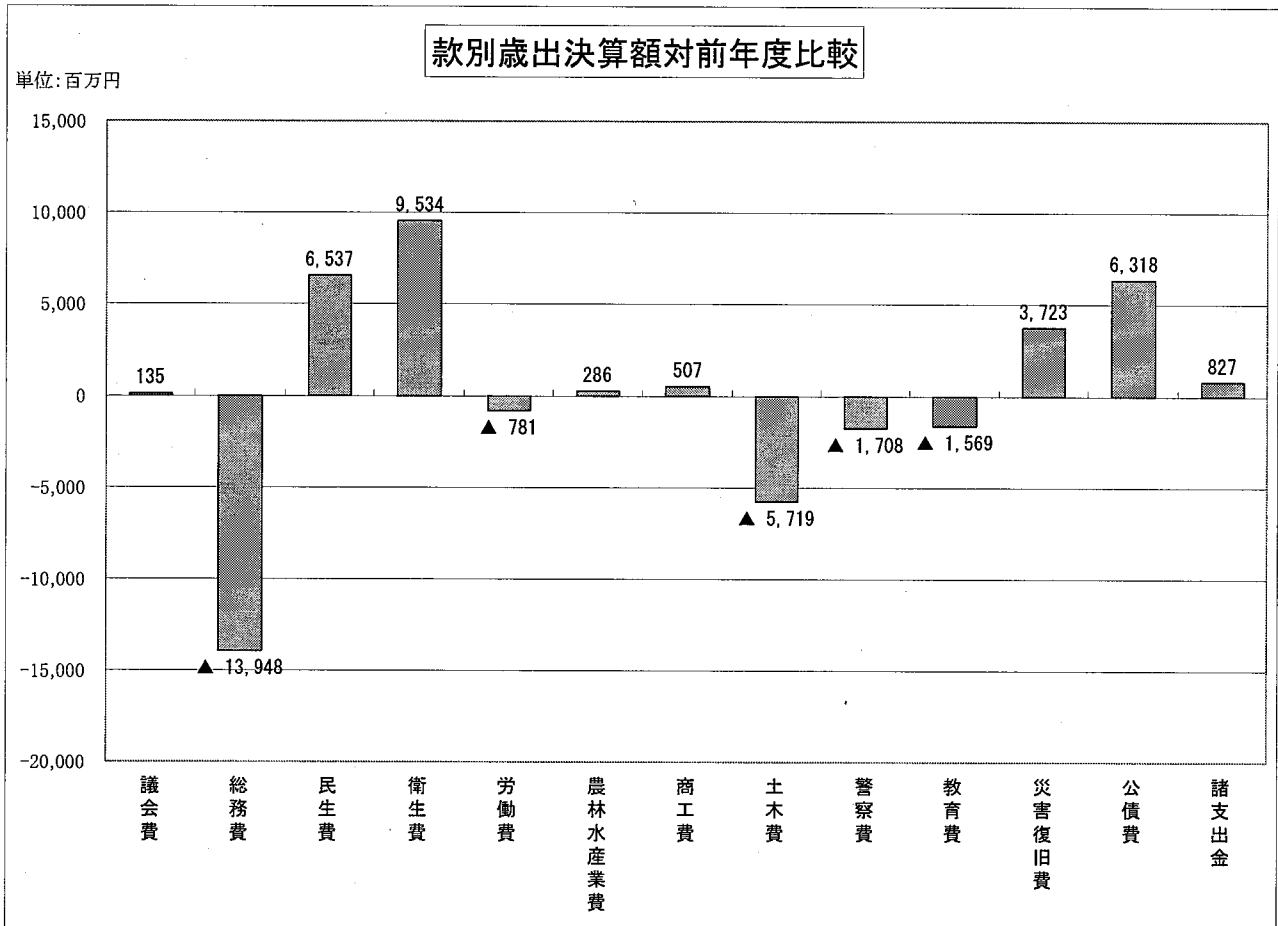
・衛生費（対前年度95億円、27.9%増、H22：342億円→H23：437億円）は、地域医療対策費（対前年度59億円、500.2%増、H22：12億円→H23：71億円）などで増加しています。

・土木費（対前年度57億円、6.2%減、H22：923億円→H23：866億円）は、社会資本整備総合交付金事業（道路）（対前年度29億円、23.5%減、H22：122億円→H23：94億円）などで減少しています。

・災害復旧費（対前年度37億円、119.0%増、H22：31億円→H23：69億円）は、紀伊半島大

水害に伴う道路などの公共土木施設にかかる災害復旧事業費(対前年度 27 億円、97.5%増、H22 : 27 億円→H23 : 54 億円)などで増加しています。

・公債費(対前年度 63 億円、6.6%増、H22 : 950 億円→H23 : 1,013 億円)は、県債にかかる元金償還金(対前年度 55 億円、7.2%増、H22 : 767 億円→H23 : 822 億円)などが増加したことにより増加しています。



ウ 翌年度繰越額

繰越額は、516 億円(対前年度 148 億円、40.1%増、H22 : 368 億円→H23 : 516 億円)で前年度に比べ増加しています。

主なものでは、款別に

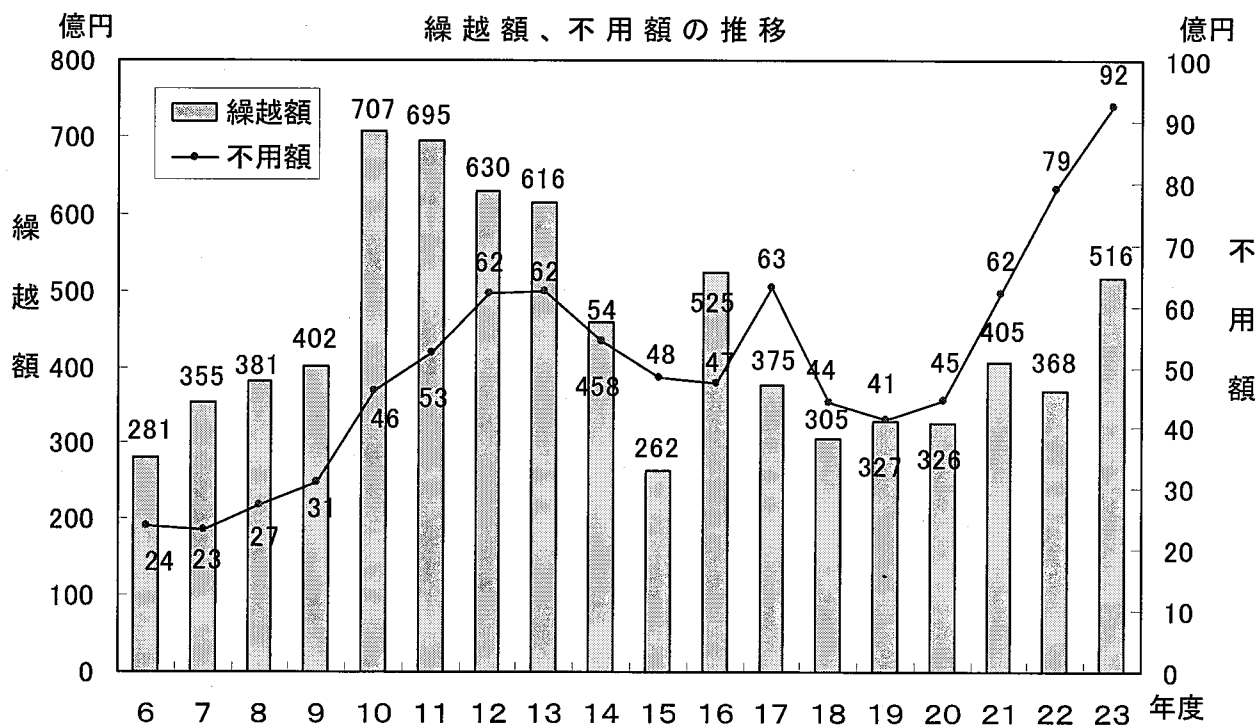
土木費 231 億円、災害復旧費 155 億円などです。

エ 不用額

不用額は、92 億円（対前年度 14 億円、17.3%増、H22 : 79 億円→H23 : 92 億円）で、前年度に比べ、増加しています。

主なものでは、款別に

災害復旧費 21 億円、農林水産業費 16 億円、教育費 13 億円、民生費 11 億円、総務費 9 億円などです。



(3)一般会計の収支

(単位:億円)

年度	歳入総額 A	歳出総額 B	形式収支 C (A-B)	繰越すべ き財源 D	実質収支 E (C-D)	単年度収支 F (E-前年度E)	財調基金 積立額 G	財調基金 取崩額 H	県債繰上 償還額 I	実質単年 度収支 F+G-H+I
22年度	7,246	7,038	208	147	61	45	166	4	1	208
23年度	7,259	7,080	179	137	43	△ 18	1	139	0	△ 156

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

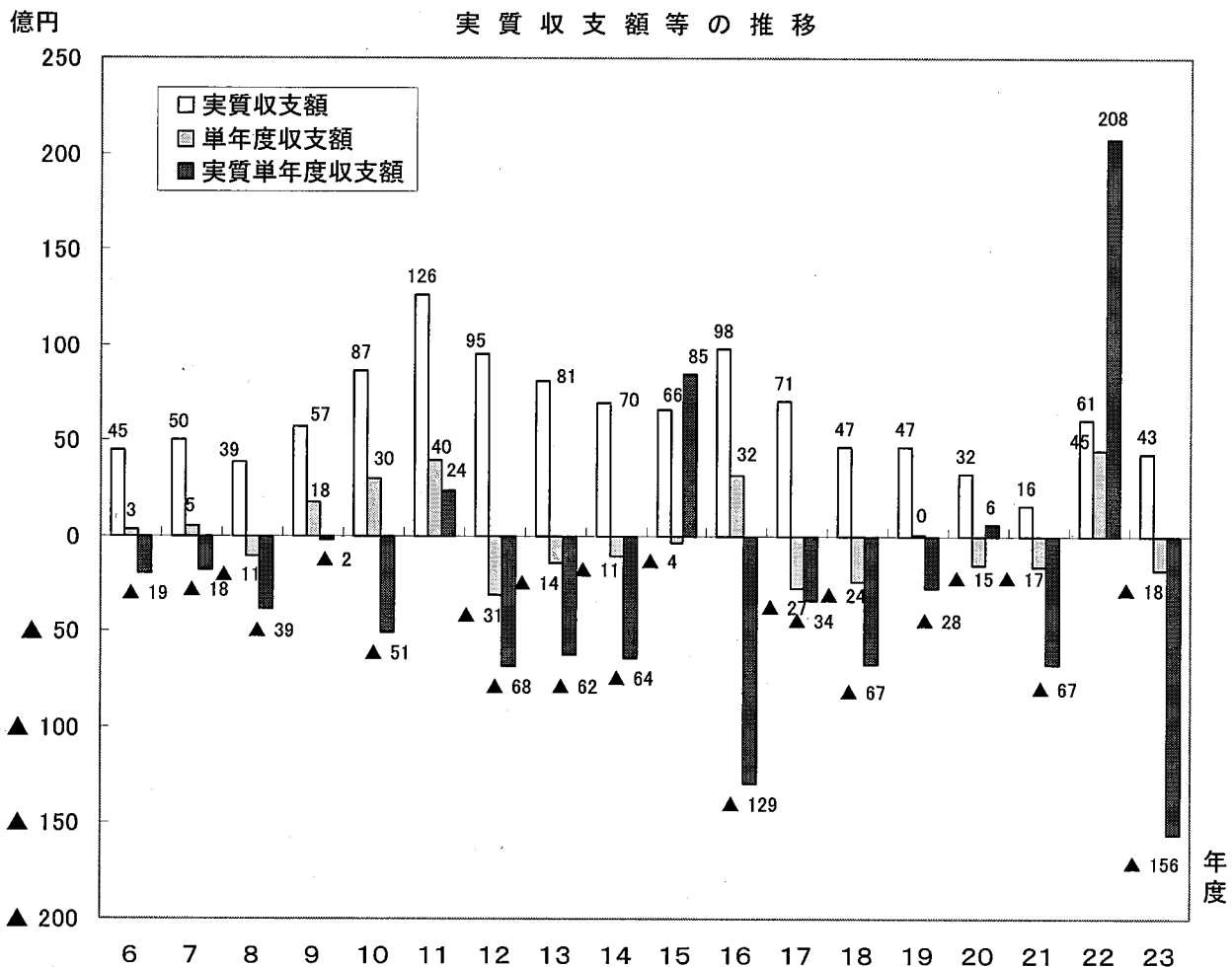
ア 収 支

形式収支は、179億円のプラス（対前年度29億円の減）で、前年度に比べ減少しました。

実質収支は、43億円のプラス（対前年度18億円の減）で、前年度に比べ減少しました。

単年度収支^注は、18億円のマイナス（前年度は45億円のプラス）となりました。

実質単年度収支^注は、156億円のマイナス（前年度は208億円のプラス）となりました。



用語の説明

・単年度収支

前年度以前の影響を排除するため、前年度の実質収支を控除し、当該年度だけの収支を捉えるもの。

・実質単年度収支

単年度収支の中には、実質的な黒字要素や赤字要素が含まれていることから、これらを加除し、単年度収支が実質的にはどうであったかを表すもの。

単年度収支 + 財政調整基金積立金 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取り崩し額
(黒字要素) (黒字要素) (赤字要素)

3 特別会計の決算内容

(1) 歳入

収入済額は1,286億円で、前年度と比べ、7億円、0.6%の減となっています。

また、予算現額に対する比較では、7億円の減収となっています。

収入済額の主なものは、

県債管理	1,012億円（対前年度33億円、3.2%減）
流域下水道事業	155億円（対前年度19億円、10.8%減）

などです。

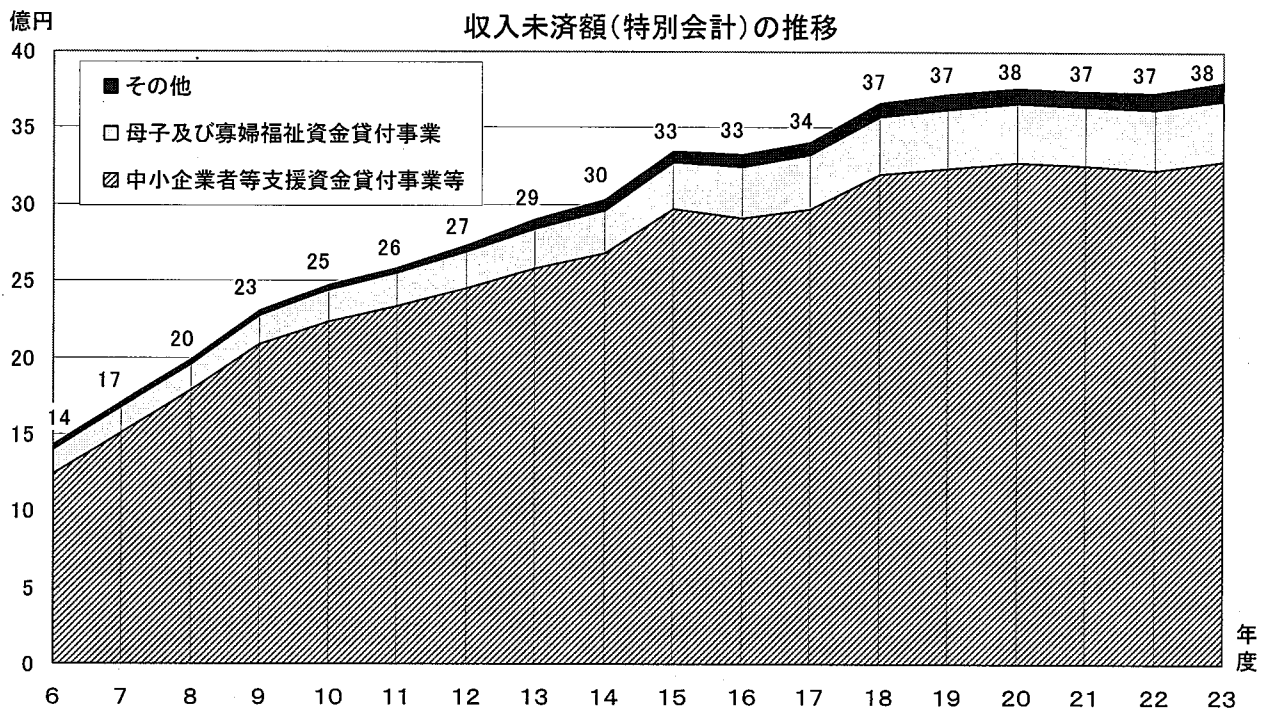
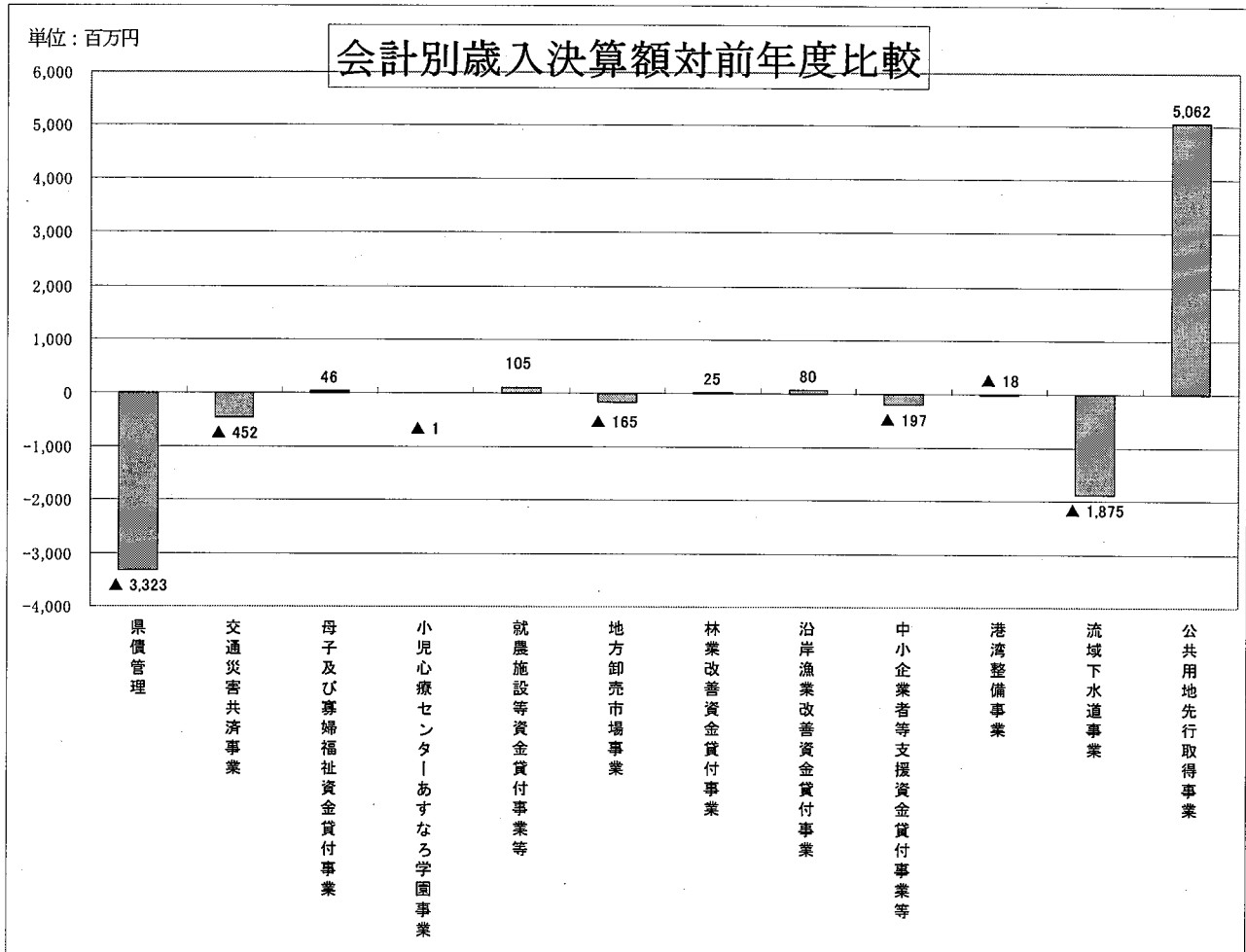
収入未済額は38億円で、前年度と比べ、1億円、1.8%の増となっています。内訳は母子及び寡婦福祉資金貸付事業4億円、中小企業者等支援資金貸付事業等33億円などとなっており、それぞれ生活困窮、経営不振などによって発生しているものです。

(歳入の内訳)

(単位:百万円,%)

会計別	予算現額	収入済額	収入未済額	不納欠損額	未収特定財源	収入済額対前年比較	
						増減額	伸び率
県債管理	101,192	101,181	-	-	-	△ 3,323	△ 3.2%
交通災害共済事業	-	-	-	-	-	△ 452	皆減
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	383	409	406	0	-	46	12.7%
あすなる学園事業	1,052	1,040	4	-	-	△ 1	△ 0.1%
就農施設等資金貸付事業等	703	704	48	-	-	105	17.5%
地方卸売市場事業	197	188	6	-	-	△ 165	△ 46.6%
林業改善資金貸付事業	718	724	21	-	-	25	3.5%
沿岸漁業改善資金貸付事業	497	498	30	-	-	80	19.0%
中小企業者等支援資金貸付事業等	1,380	3,098	3,282	2	-	△ 197	△ 6.0%
港湾整備事業	95	105	-	-	-	△ 18	△ 14.3%
流域下水道事業	17,953	15,474	-	-	2,610	△ 1,875	△ 10.8%
公共用地先行取得事業	5,211	5,211	-	-	-	5,062	3409.7%
計 A	129,380	128,631	3,797	3	2,610	△ 713	△ 0.6%
前年度 B	130,680	129,344	3,728	27	3,005		
前年比	金額A-B	△ 1,301	△ 713	68	△ 25	△ 395	
	伸率A/B(%)	△ 1.0%	△ 0.6%	1.8%	△ 90.8%	△ 13.1%	

* それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。



* 中小企業者等支援資金貸付事業等は、平成 12 年度に中小企業設備近代化資金貸付事業等から移行されたものです。

(2) 歳 出

支出済額は1,248億円で、前年度と比べ8億円、0.6%の減となっています。

支出済額の主なものは、

県債管理 1,012億円 (対前年度33億円、3.2%減)
 流域下水道事業 145億円 (対前年度21億円、12.7%減)

などです。

翌年度繰越額は28億円 (対前年度4億円、11.9%減) で、前年度に比べ減少しています。主なものでは、流域下水道事業が28億円 (対前年度3億円、10.4%減) と減少しています。

また、不用額は18億円 (対前年度2億円、8.5%減) で、前年度に比べ減少しています。主なものでは、就農施設等資金貸付事業等が2億円 (対前年度3億円、56.0%減) と減少しています。

(歳出の内訳)

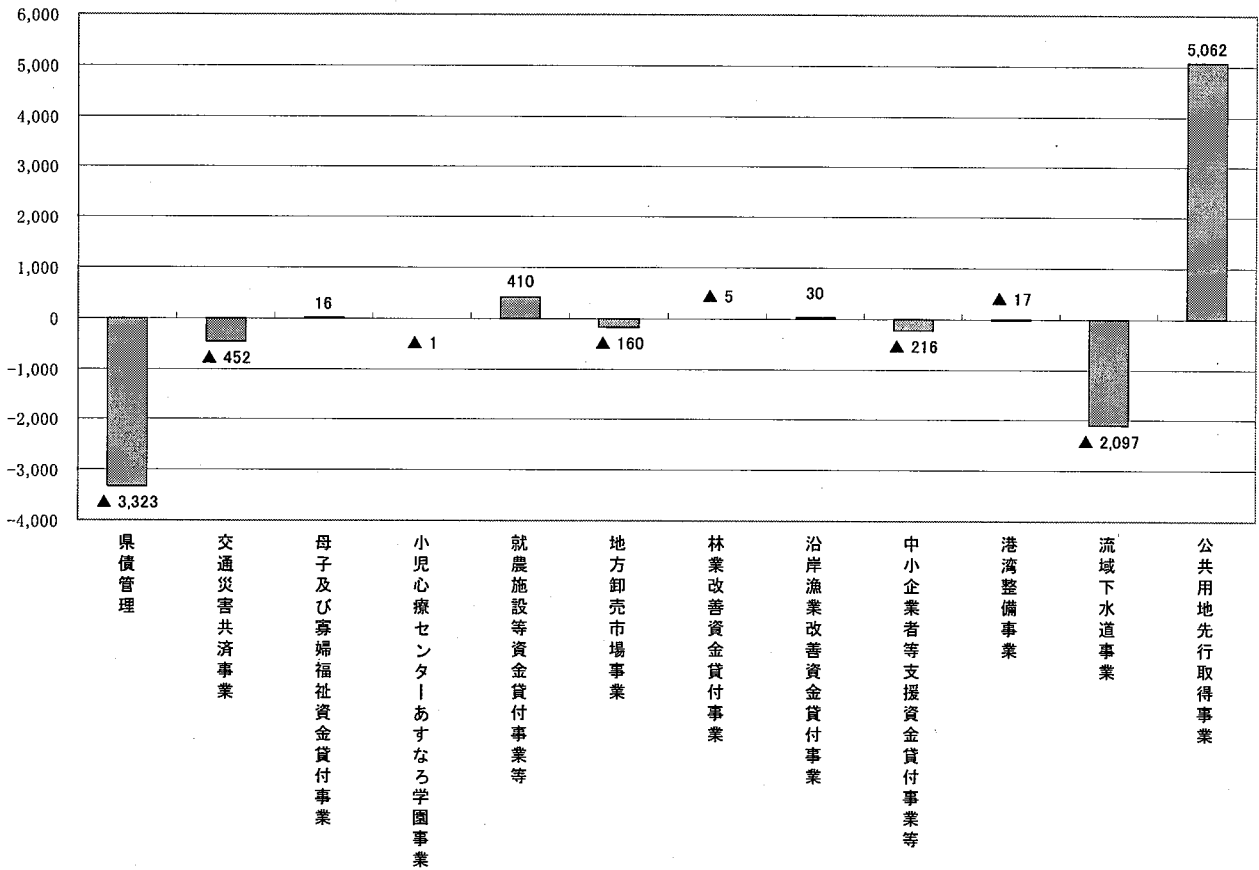
(単位:百万円、%)

会 計 別	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	支出済額対前年比較	
					増減額	伸び率
県 債 管 理	101,192	101,181	-	11	△ 3,323	△ 3.2%
交 通 災 害 共 済 事 業	-	-	-	-	△ 452	皆減
母子及び寡婦福祉資金貸付事業	383	366	-	17	16	4.6%
あすなろ学園事業	1,052	1,040	-	12	△ 1	△ 0.1%
就農施設等資金貸付事業等	703	466	-	237	410	742.2%
地方卸売市場事業	197	185	-	12	△ 160	△ 46.3%
林業改善資金貸付事業	718	359	-	359	△ 5	△ 1.4%
沿岸漁業改善資金貸付事業	497	55	-	442	30	123.5%
中小企業者等支援資金貸付事業	1,380	1,336	-	44	△ 216	△ 13.9%
港湾整備事業	95	91	-	3	△ 17	△ 15.5%
流域下水道事業	17,953	14,470	2,839	643	△ 2,097	△ 12.7%
公共用地先行取得事業	5,211	5,211	-	0	5,062	3409.7%
計 A	129,380	124,760	2,839	1,781	△ 753	△ 0.6%
前年度 B	130,680	125,512	3,221	1,947	/	
前年比	金額 A-B	△ 1,301	△ 753	△ 382		
	伸率 A/B	△ 1.0%	△ 0.6%	△ 11.9%	△ 8.5%	

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

会計別歳出決算額対前年度比較

単位：百万円



用語の説明

・特別会計

特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行うにあたって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、各団体の条例で別個に設置された会計のことで、本県には以下の11（平成22年度は12）の特別会計が設置されている。

【県債管理】

県債の管理（元金、利子の支払い、満期一括償還県債の償還に備えた積立等）を行う。

【交通災害共済事業（平成22年度末で廃止）】

交通事故により災害を受けたものを救済するための共済事業。

【母子及び寡婦福祉資金貸付事業】

母子及び寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子であって児童を扶養しているもの、父母のない児童及び母子福祉団体若しくは寡婦に対して自立更生等の資金の貸付を行う。

【小児心療センターあすなる学園事業】

精神障がい児、情緒障がい児、発達障がい児の心身の健全な発達を図るための治療施設を運営する。

【就農施設等資金貸付事業等】

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法等に基づき、認定就農者に対し、経営の開始に必要な資金の貸付（就農施設等資金）を行う。

【地方卸売市場事業】

卸売市場法に基づき、整備された地方卸売市場における生鮮食料品の円滑な流通を図るため、市場の管理と卸売業者の育成等を図る。平成21年度から地方卸売市場事業会計に転換。

【林業改善資金貸付事業】

林業・木材産業改善資金助成法等に基づき林業経営の安定と生産の増強等に必要な資金の貸付を行う。

【沿岸漁業改善資金貸付事業】

沿岸漁業改善資金助成法に基づき、漁業経営の安定と生産力の増強等に必要な資金の貸付を行う。

【中小企業者等支援資金貸付事業等】

小規模企業者等設備導入資金助成法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法に基づき、中小企業者等の経営の近代化、合理化を促進するために必要な資金の貸付を行う。

（次ページへ続く）

用語の説明

【港湾整備事業】

港湾整備及び地域開発のため、港湾改修事業と並行して臨海土地造成事業、埠頭用地造成事業の実施と港湾施設の維持管理を行う。(対象港：四日市港を除く19港湾)

【流域下水道事業】

流域下水道法に基づく流域下水道の建設及び下水道施設管理と、2市町以上の汚水を広域的に集める下水管渠と下水処理場等の整備を行う。

【公共用地先行取得事業】

公共事業の実施に必要な用地を確保するため、用地の先行取得を行う。(現在は国直轄事業のみ実施)

土地開発基金の管理(基金の運用益の積立等)を行う。

4 一般会計・特別会計の収支

歳入と歳出の差額である形式収支は、一般会計179億円、特別会計39億円で、合わせて218億円の黒字となり、形式収支から繰り越すべき財源(一般会計137億円、特別会計2億円)を差し引いた実質収支は、一般会計43億円、特別会計36億円で、合わせて79億円の黒字となっています。

実質収支額は前年度に比べ、一般会計で18億円減少、特別会計ではほぼ同額となっています。

(単位:億円)

区 分	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支 (A-B)	形式収支(A-B)の内訳		
				翌年度繰越財源	実質収支	
一般会計	22年度	7,246	7,038	208	147	61
	23年度	7,259	7,080	179	137	43
	増減額	13	41	△29	△11	△18
	増減率	0.2%	0.6%	△13.8%	△7.2%	△29.7%
特別会計	22年度	1,293	1,255	38	2	36
	23年度	1,286	1,248	39	2	36
	増減額	△7	△8	0	0	0
	増減率	△0.6%	△0.6%	1.0%	5.8%	0.7%
合 計	22年度	8,540	8,293	246	149	97
	23年度	8,545	8,327	218	139	79
	増減額	6	34	△28	△11	△18
	増減率	0.1%	0.4%	△11.5%	△7.0%	△18.4%

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

【実質収支額の処分】

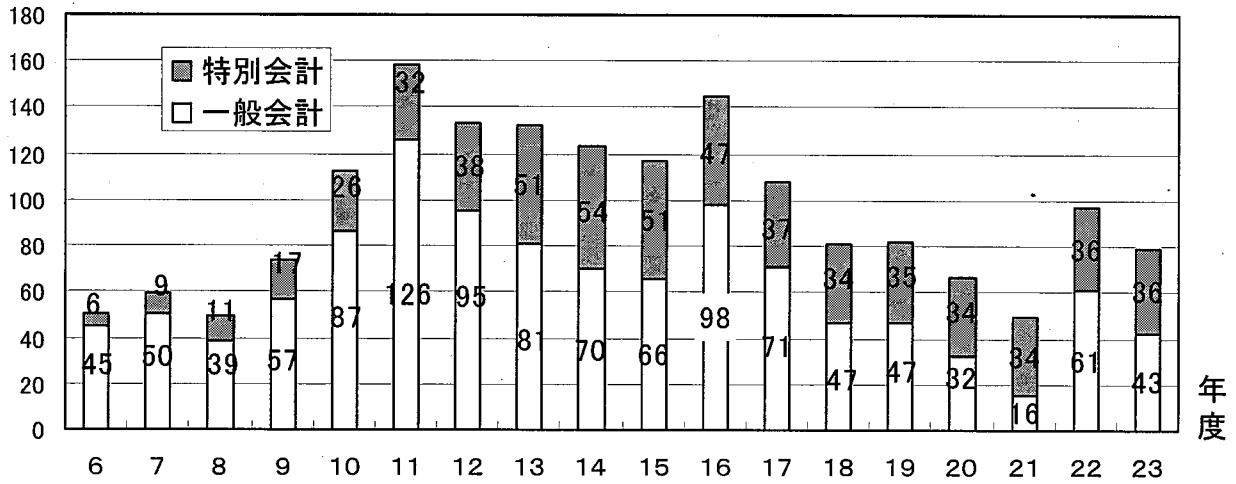
一般会計の黒字43億円については、地方自治法第233条の2の規定により、21億4千万円(黒字の1/2相当)を、7月31日に財政調整基金^注に積み立てました。

(前年度財政調整基金積立額 30億4千万円)

また、残額の21億円と特別会計の黒字額36億円については、平成24年度に繰り越します。

億円

実質収支額(一般会計+特別会計)の推移



用語の説明

・形式収支

一会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いたもの。
翌年度への繰越事業が発生した場合には、その支出に充てることが予定されていた財源のうち、すでに収入済みのものは使用されずに残るため、繰越額が多くなれば形式収支も増えることとなる。

・実質収支

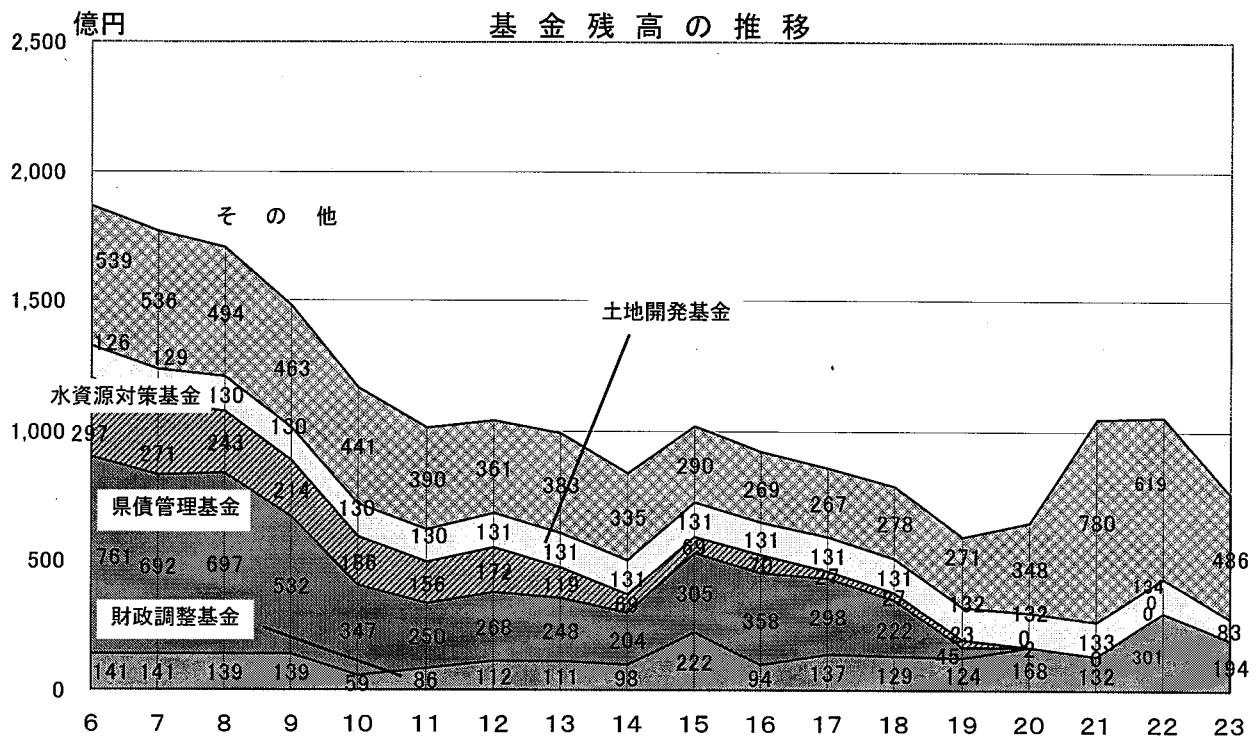
上記の形式収支から、翌年度へ繰り越すべき財源（繰越事業の支出に充てる財源のうち、すでに収入済みのもの）を差し引いたもの。本来当該年度に属すべき収入と支出の差であり、財政運営の状況を判断するひとつの基準になる。

・財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金で、基金の形態をとる。地方公共団体の財政運営に当たっては、単年度の収支の均衡がとれればそれで足りるということではなく、後年度の財政への影響について配慮し、長期的な観点に立って財政運営を行うことが求められることから、余裕財源が生じた場合には財政調整基金への積み立てを行い、年度間の調整を講ずべきこととされている。(地方財政法第4条の3)

5 財産に関する内容

- (1) 土地 前年度末現在高に比べ、木曾岬干拓地の用地取得などにより 16 万 7,110 m²(約 5 万 1 千坪)増加しています。
- (2) 建物 前年度末現在高に比べ、旧尾鷲高校長島分校売却に伴う建物部分の報告漏れなどにより 3,412 m²(約 1 千坪)減少しています。
- (3) 債権 平成 23 年度末現在高は、348 億 9,008 万円で、前年度末現在高に比べ、中小企業者等支援資金貸付金の減などにより 15 億 3,891 万円減少しています。
- (4) 基金 平成 23 年度末現在高は、現金、債権及び土地を合わせ 762 億 7,420 万円で、前年度末残高に比べ、財政調整基金の取崩しなどにより 291 億 5,789 万円減少しています。



基金の状況

(単位:百万円)

基金名	平成22年度	平成23年度増減額		平成23年度
	末現在高	積立額	取崩額	末現在高
財政調整基金	30,114	3,109	13,873	19,350
災害救助基金	923	338	123	1,138
都市計画土地区画整理事業清算基金	429	1	0	429
体育スポーツ振興基金	553	310	383	480
福祉基金	2,860	440	892	2,408
昭和学寮顕彰人材育成基金	576	1	47	529
庁舎等整備基金	6,109	103	5,231	982
中小企業振興基金	949	422	448	923
文化振興基金	1,317	88	39	1,366
地域交通体系整備基金	431	1	32	399
環境保全基金	1,047	339	109	1,277
発電用施設周辺地域振興基金	184	1	84	101
発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金	792	2	0	794
中山間ふるさと・水と土保全基金	669	1	12	658
介護保険財政安定化基金	4,717	6	370	4,353
森林整備地域活動支援事業基金	106	0	16	90
国民健康保険広域化等支援基金	419	36	0	455
高等学校等修学奨学基金	878	447	179	1,146
障害者自立支援対策臨時特例基金	2,047	89	1,376	760
後期高齢者医療財政安定化基金	1,545	553	1,000	1,098
ふるさと応援寄付金基金	1	2	2	1
ふるさと雇用再生特別基金	2,167	3	1,984	186
緊急雇用創出事業臨時特例基金	8,689	2,600	6,113	5,177
消費者行政活性化基金	226	0	68	159
安心こども基金	2,473	1,976	1,648	2,802
妊婦健康診査支援基金	620	283	377	525
自殺対策緊急強化基金	108	53	47	115
医療施設耐震化臨時特例基金	2,624	4	1,530	1,098
介護職員処遇改善等臨時特例基金	3,988	16	2,725	1,279
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	3,949	6	1,473	2,482
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	1,668	66	717	1,018
高校生修学支援臨時特例基金	183	31	50	164
森林整備加速化・林業再生基金	1,560	3,040	1,517	3,083
グリーンニューディール基金	338	1	331	7
地域医療再生臨時特例基金	4,604	5,988	2,407	8,186
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金	1,313	775	1,274	815
新しい公共支援基金	153	0	50	103
土地開発基金	13,437	56	5,155	8,338
県債管理基金	667	1,351	18	2,000
合 計	105,432	22,540	51,698	76,274

*それぞれの金額を四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。

別表 款別の主な事業一覧

(単位：千円)

款	決算額	主な事業(細事業名)	事業費	担当部局
議会費	1,589,657	議会費(議員報酬他)	1,244,698	議会事務局
総務費	44,563,540	木曾岬干拓地整備事業費	842,286	地域連携部
		市町村振興事業基金交付金	934,744	"
		市町合併推進事業費	853,000	"
		工業用水道事業会計出資金	1,179,552	"
		知事選挙市町等交付金	380,280	"
		県政だより事業費	163,765	戦略企画部
		人事管理費(職員退職手当)	4,233,352	総務部
		庁舎等維持修繕費(地域庁舎整備事業費)	2,398,493	"
		防災対策費	1,520,288	防災対策部
		防災行政無線整備事業費	830,564	"
		総合文化センター管理運営費	672,432	環境生活部
		新県立博物館整備事業費	1,439,556	"
民生費	96,121,599	介護給付費県負担金	17,782,452	健康福祉部
		後期高齢者医療費県負担金	14,427,161	"
		国民健康保険調整交付金	6,945,280	"
		障害者介護給付費負担金	4,513,563	"
		子ども手当負担金	4,151,088	"
		国民健康保険保険基盤安定負担金	4,101,687	"
		保育所運営費負担金	2,281,889	"
衛生費	43,734,727	病院事業会計貸付金	7,714,174	健康福祉部
		地域医療再生臨時特例基金積立金	5,988,487	"
		病院事業会計負担金	4,500,876	"
		水道事業会計支出金	2,189,635	環境生活部
		最終処分場確保事業費	388,671	"
労働費	8,333,518	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金	2,523,309	雇用経済部
		緊急雇用創出基金事業補助金	2,165,644	"
		労働者福祉対策資金貸付等事業費	1,108,248	"
農林水産業費	40,800,784	森林整備加速化・林業再生基金事業費	4,559,035	農林水産部
		国営等関連対策事業費	3,445,223	"
		治山事業費	2,664,217	"
		県営かんがい排水事業費	1,562,546	"
		高度水利機能確保基盤整備事業費	1,248,628	"
		県単治山事業費	1,226,737	"
		広域農道整備事業費	1,120,160	"
商工費	10,414,260	先端企業等誘致対策事業費	2,173,125	雇用経済部
		小規模事業支援費	1,309,172	"
		経営基盤確立事業費	1,076,904	"
土木費	86,619,571	四日市港振興事業費	2,014,737	雇用経済部
		直轄道路事業負担金	14,623,179	県土整備部
		公共土木施設維持管理費	8,760,902	"
		直轄河川事業負担金	5,378,103	"
		国補道路改築費	5,334,404	"
警察費	38,045,657	給与費	30,485,318	警察本部
		施設等運営費	1,022,265	"
		運転免許費	983,481	"
		交通安全施設維持費	697,136	"

款	決算額	主な事業（細事業名）	事業費	担当部局
教 育 費	173,791,924	私立高等学校等振興補助金	4,383,484	環 境 生 活 部
		私立幼稚園振興補助金	1,828,183	＼
		県営スポーツガーデン事業費	451,543	地 域 連 携 部
		高等学校運営費	2,102,784	教 育 委 員 会 事 務 局
		校舎その他建築費	2,108,197	＼
		教職員退職手当	14,882,841	＼
		小学校人件費	58,654,072	＼
		中学校人件費	32,447,095	＼
		高等学校人件費	30,434,874	＼
災 害 復 旧 費	6,852,711	林道施設災害復旧事業費	550,669	農 林 水 産 部
		団体営災害耕地復旧事業費	466,500	＼
		平成23年災害土木（建設）復旧費	3,507,355	県 土 整 備 部
		平成23年発生災害直轄事業負担金	1,006,679	＼
公 債 費	101,330,050	県債管理特別会計繰出金	101,145,418	総 務 部
		利子償還金（一時借入金利子）	49,446	＼
		公債費事務費	133,686	＼
諸 支 出 金	55,779,751	地方消費税清算金（都道府県清算金）	33,089,428	総 務 部
		地方消費税交付金（市町交付金）	17,494,044	＼
		自動車取得税交付金（市町交付金）	2,063,555	＼
		ゴルフ場利用税交付金（市町交付金）	1,489,195	＼

※1 決算額は四捨五入しています。

※2 担当部局は、平成24年度の組織改正後のものとしています。

第3 県債及び一時借入金の状況(普通会計)

県債は、県が建設事業や災害復旧事業を行うなど、一時に多額の資金を必要とする場合、この財源として総務大臣の同意を得て国等から長期に借り入れる資金であり、後年度に一定の償還計画に基づき返還していくものです。

1 県債年度末現在高

県債の平成23年度末現在高は、普通会計では、約1兆2,373億円で、これは前年度に比べ約453億円、3.8%の増額となっています。

これらを事業別にみると、その主なものとして、公共事業等債が30.7%を占めていることがわかります。

これら県債の借入先及び利率をみてみると、借入先は、その主なものとして政府資金が37.1%、市中銀行が45.7%となっており、利率別では、利率3%以下のものが98.2%、利率4%以下のものが99.1%、利率5%以下のものが99.8%を占めています。

次に、これら県債年度末現在高と県債依存度(歳入総額に占める県債発行額の割合)の推移をみてみると、県債年度末現在高(N T T債除く)は、平成12年度末に約8,657億円であったのが、平成23年度末には約1兆2,373億円となり、平成12年度末現在高の約1.4倍以上になっています。

また、平成11年度の県債年度末現在高が歳出総額の106%程度となって以降は、県債年度末現在高は歳出総額を上回る結果が続いています。

一方、県債依存度は、平成4年度以降は10%台で変動推移していましたが、平成21年度は22.7%、平成22年度は21.2%、平成23年度は18.5%と高い水準で推移しています。この要因として、数次にわたる経済対策に伴い発行した県債の増加や臨時財政対策債の発行額の増加等が挙げられ、近年の歳出に占める元利償還金の割合を急上昇させています。

平成23年度における県債の年度末現在高(普通会計)

(ア) 事業別

(単位：千円)

(イ) 借入先別及び利率別

(単位：千円)

区 分	現 在 高	左の利率別内訳				
		3.0% 以下	4.0% 以下	5.0% 以下	6.0% 以下	7.0% 以下
公 共 事 業 等 債	380,104,521					
一 般 単 独 事 業 債	294,876,970					
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	2,914,954					
災 害 復 旧 事 業 債	10,840,375					
首 都 圏 等 整 備 事 業 債	5,297,820					
厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	1,474,541					
教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	18,078,142					
退 職 手 当 債	31,286,500					
減 税 補 て ん 債 ・ 減 収 補 て ん 債	71,294,552					
臨 時 財 政 対 策 債	343,414,410					
そ の 他	77,756,621					
合 計	1,237,339,406					
借入先	現在高					
政府資金	458,524,983	441,692,127	7,859,189	6,045,088	705,380	2,223,199
財政融資資金	426,661,423	412,296,175	7,058,889	5,583,935	233,071	1,489,353
旧郵政公社資金	31,863,560	29,395,952	800,300	461,153	472,309	733,846
国の予算交付・ 政府関係機関貸付	20,037,712	18,979,846	853,358	204,508	0	0
市中銀行	565,037,655	565,037,655	0	0	0	0
地方公共団体 金融機構	74,349,950	69,425,852	3,583,789	1,340,309	0	0
共済組合	208,070	200,570	0	0	7,500	0
その他の 金融機関	80,051,037	80,051,037	0	0	0	0
市場公募債	37,999,999	37,999,999	0	0	0	0
その他	1,130,000	1,130,000	0	0	0	0
合計	1,237,339,406	1,214,517,086	12,296,336	7,589,905	712,880	2,223,199

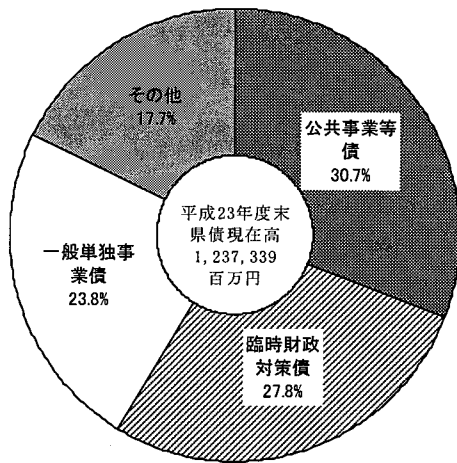
(四捨五入のため合計に合わない場合があります。)

2 一時借入金

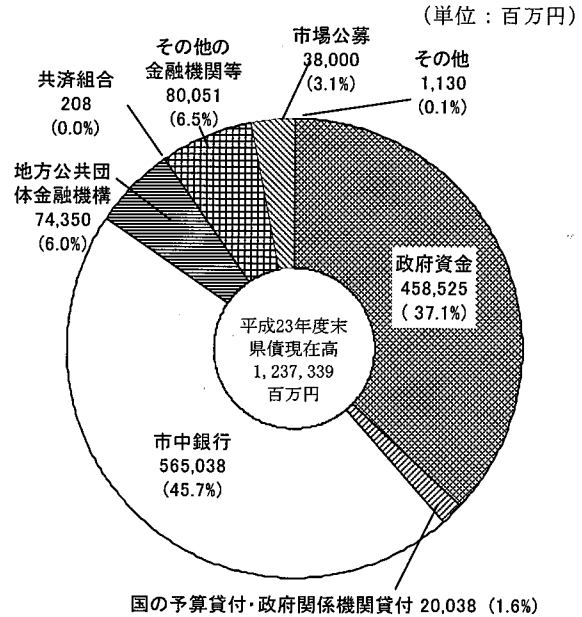
一時借入金は、予算執行にあたって歳計現金（一会計年度における一切の収入または支出に係る現金のこと）の資金繰りに不足を生じた場合、一時的に予算に定められた範囲内で市中銀行から借り入れるものです。

なお、資金繰りの必要から、平成23年度においては最大で約242億円の借入を行いました。全額年度内に償還しています。

県債事業別現在高構成図（普通会計）



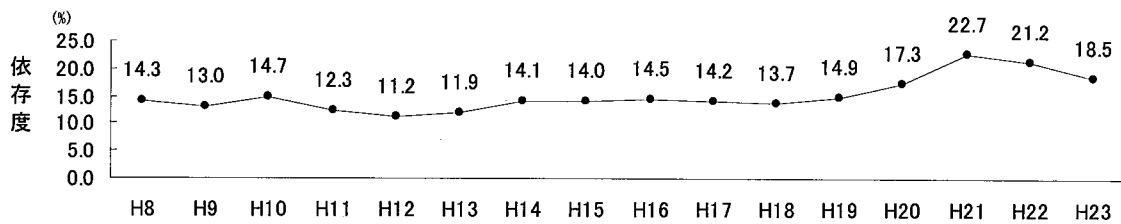
県債借入先別構成図（普通会計）



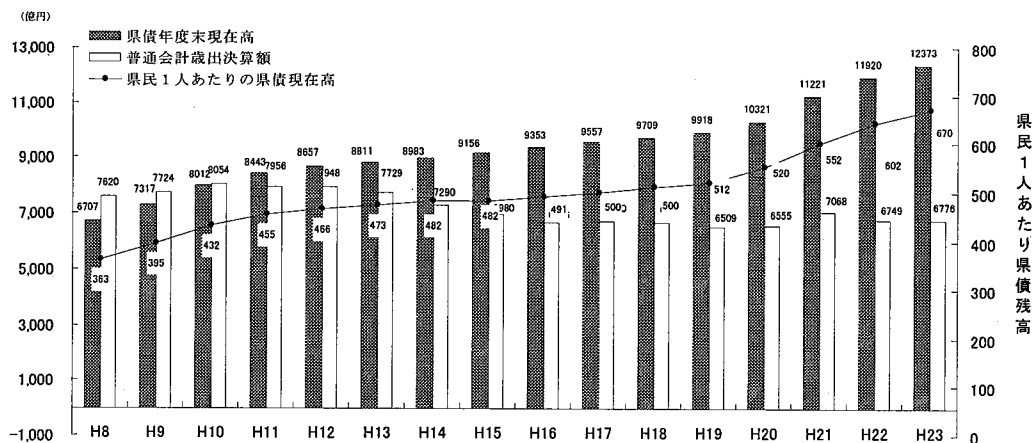
（四捨五入のため、合計に合わない場合があります。）

県債依存度と県債年度末現在高の推移（普通会計）

(ア) 県債依存度



(イ) 県債年度末現在高の推移



3 公債費・県債残高将来推計(一般会計)

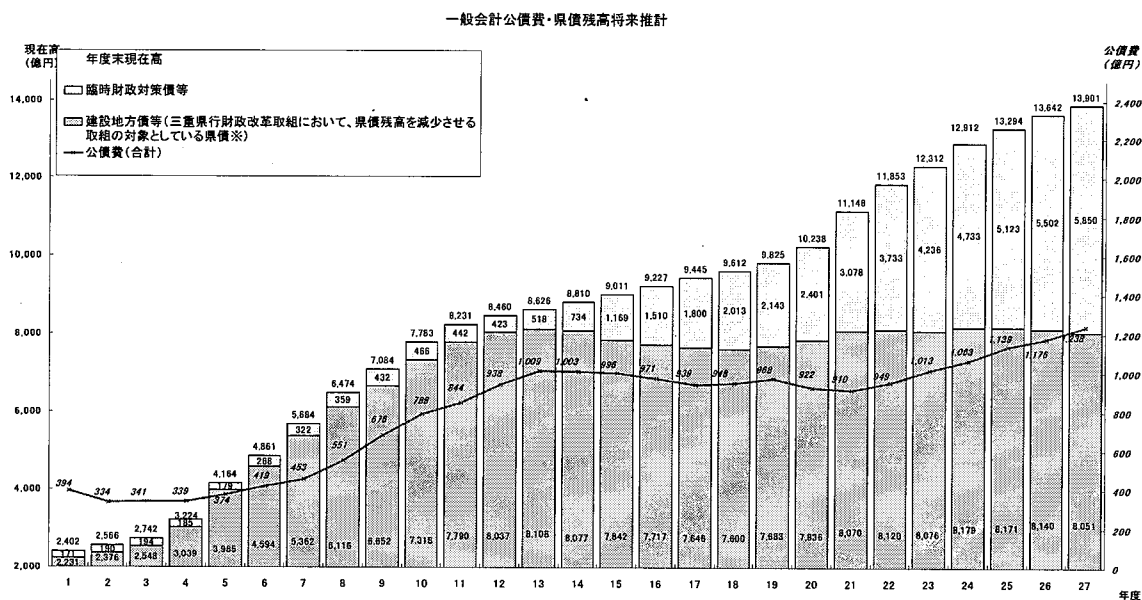
平成24年6月補正後時点における平成27年度までの県債残高の将来推計については、下表のとおりです。

県債残高については、建設地方債等と臨時財政対策債等の残高に区分し表示しています。建設地方債は公共事業等の建設事業実施に伴い発行するもので、その残高については、国の経済対策に伴う公共事業の実施により平成元年度から平成13年度まで増加していますが、その後、投資的な経費の縮減などにより残高は減少から横ばい傾向となっています。

臨時財政対策債は、平成13年度以降発行しており、本来、地方交付税で地方に交付されるべき金額について県債を発行するものですが、後年度の元利償還金に対し地方交付税が交付されるため、実質的には国から交付される地方交付税と同様で、将来世代の県民の負担増につながるものではありません。

公債費・県債残高将来推計(一般会計)

(単位：億円)



- 注) 1. 県債発行額は、平成23年度は決算額、平成24年度は6月補正予算後、平成25~27年度は三重県行財政改革取組の参考資料にある中期財政見通し(推計B-1の場合)の数値です。
2. 三重県行財政改革取組においては、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等を除き、平成26年度末の県債残高が平成23年度末よりも減少するように取り組むこととしています。
3. 数値は、億円未満の四捨五入による端数調整のため、計に合わない場合があります。
4. 上表は、一般会計での試算のため、普通会計から中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計などの特別会計を除いてあります。

第4 財政指標

1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成23年度決算における健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率については、次のとおりです。

(1)健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項目		上段：比率（％） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 H22 算定値	早期健全化基準(%)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	—	—	3.75	
		実質収支額 4,271 (黒字)	実質収支額 6,079 (黒字)		
	連結実質赤字比率	—	—	8.75	
		実質収支額 4,271 公営企業資金剰余額 32,160 計 36,430 (黒字)	実質収支額 6,079 公営企業資金剰余額 31,955 計 38,034 (黒字)		
	実質公債費比率	13.6	13.0	25.0	
将来負担比率	197.9	191.3	400.0		
資金不足比率	水道事業	—	—	20.0	
		資金剰余額 13,828 (黒字)	資金剰余額 13,657 (黒字)		
	工業用水道事業	—	—	20.0	
		資金剰余額 13,030 (黒字)	資金剰余額 13,160 (黒字)		
	電気事業	—	—	20.0	
		資金剰余額 2,380 (黒字)	資金剰余額 2,606 (黒字)		
	病院事業	—	—	20.0	
		資金剰余額 2,130 (黒字)	資金剰余額 1,837 (黒字)		
	特別会計	地方卸売市場事業	—	—	20.0
			資金剰余額 3 (黒字)	資金剰余額 7 (黒字)	
流域下水道事業		—	—	20.0	
	資金剰余額 776 (黒字)	資金剰余額 567 (黒字)			
港湾整備事業	—	—	20.0		
	資金剰余額 14 (黒字)	資金剰余額 121 (黒字)			

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生を目指すこととなります。

(2)各指標の概要

ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

イ 連結実質赤字比率

一般会計等に、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計も加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様数値が算定されず、「－」としています。

ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から0.6ポイント増加し、「13.6%」となりました。早期健全化基準である25%のほぼ半分の数値となっています。

エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から6.6ポイント増加し、「197.9%」となりました。これは、主に分子となる将来負担額のうち、地方債残高が増加したことや充当可能基金の残高が減少したことなどによります。なお、早期健全化基準である400%を大きく下回っています。

オ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様に数値が算定されず、「－」としています。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率				実質公債費比率(千円・%)					
健全化判断比率		平成23年度決算	早期健全化基準	区分		平成21年度決算	平成22年度決算	平成23年度決算	分母比
実質赤字比率		-	3.75	元利償還金(公債費充当一般財源等額)(6)		90,620,610	93,784,992	99,693,878	28.2
連結実質赤字比率		-	8.75	満期一括償還地方債に係る年度割相当額(7)		0	0	666,667	-
実質公債費比率		13.6	25.0	公営企業債の元利償還金に対する繰入金(8)		3,671,010	3,670,232	3,622,625	1.0
将来負担比率		197.9	400.0	組合等が起した地方債の元利償還金に対する負担金等(9)		1,313,743	1,342,311	1,364,037	0.4
				債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)(10)		4,974,942	4,481,503	4,042,478	1.1
				一時借入金の利息(11)		40,171	13,033	7,526	0.0
				標準財政規模(2)		401,466,941	409,142,814	411,892,788	116.5
				算入公債費等の額(12)		55,826,595	55,320,123	58,344,625	16.5
				(6)～(11)の合計－(12)(13)		44,793,881	47,971,948	51,052,586	14.4
				分母(2)－(12)(14)		345,640,346	353,822,691	353,548,163	100.0
				実質公債費比率(単年度)(13)／(14)×100		13.0	13.6	14.4	
				実質公債費比率(3か年平均)		12.7	13.0	13.6	
実質赤字比率(千円・%)				内訳					
会計名		平成23年度決算	分母比	10 債務負担行為					
一般会計		4,270,452	1.00	PFI事業に係るもの					
県債管理特別会計		0		いわゆる五省協定等に係るもの					
母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計		0		国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの		3,124,293	2,831,447	2,560,228	0.7
小児心療センターあすなろ学園事業特別会計		74	0.00	地方公務員等共済組合に係るもの		1,015,212	787,685	654,330	0.2
就農施設等資金貸付事業特別会計		0		社会福祉法人の施設建設費に係るもの					
林業改善資金貸付事業特別会計		0		損失補償・債務保証の履行に係るもの					
沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計		0		引き受けた債務の履行に係るもの					
中小企業者等支援資金貸付事業特別会計		0		その他上記に準ずるもの		677,893	672,960	635,732	0.2
公共用地先行取得事業特別会計		0		利子補給に係るもの		157,544	189,411	192,188	0.1
合計(1)		4,270,526		区分					
標準財政規模(2)		411,892,788		26 将来負担額					
実質赤字比率-(1)／(2)×100		-1.03		一般会計等に係る地方債の現在高(15)					
				債務負担行為に基づく支出予定額(16)		1,240,804,931			351.0
				公営企業債等繰入見込額(17)		31,659,820			9.0
				組合等負担等見込額(18)		55,625,418			15.7
				退職手当負担見込額(19)		10,980,870			3.1
				設立法人等の負債額等負担見込額(20)		229,978,495			65.0
				連結実質赤字額(21)		93,692			0.0
				組合等連結実質赤字額負担見込額(22)		0			-
				27 財源					
				充当可能基金(23)		35,089,370			9.9
				充当可能特定歳入(24)		17,671,097			5.0
				基準財政需要額算入見込額(25)		816,366,801			230.9
				将来負担額(26)		1,569,143,226			443.8
				充当可能財源等(27)		869,127,268			245.8
				標準財政規模(2)		411,892,788			116.5
				算入公債費等の額(12)		58,344,625			16.5
				(26)－(27)(28)		700,015,958			198.0
				分母(2)－(12)(29)		353,548,163			100.0
				将来負担比率(28)／(29)×100					197.9
連結実質赤字比率(千円・%)				内訳					
会計名		平成23年度決算	分母比	16 債務負担行為					
水道事業会計		13,827,871	3.40	PFI事業に係るもの					
工業用水道事業会計		13,029,613	3.20	いわゆる五省協定等に係るもの					
電気事業会計		2,379,970	0.60	国営土地改良事業に係るもの		8,402,422			2.4
病院事業会計		2,129,875	0.50	森林総合研究所等が行う事業に係るもの		12,755,370			3.6
流域下水道事業特別会計		775,516	0.20	地方公務員等共済組合に係るもの		4,077,084			1.2
地方卸売市場事業特別会計		3,243	0.00	依頼土地の買い戻しに係るもの		6,169,113			1.7
港湾整備事業特別会計		13,763	0.00	社会福祉法人の施設建設費に係るもの		0			-
				損失補償・債務保証の履行に係るもの		0			-
				引き受けた債務の履行に係るもの		0			-
				その他上記に準ずるもの		255,831			-
				17 企業債等					
				流域下水道事業特別会計		38,646,932			10.9
				病院事業会計		14,652,348			4.1
				水道事業会計		972,477			0.3
				地方卸売市場事業特別会計		1,013,713			0.3
				その他の会計		339,948			0.1
				20 セク					
				地方道路公社に係る将来負担額		0			-
				土地開発公社に係る将来負担額		0			-
				その他第三セクター等に係る将来負担額		93,692			0.0
実質赤字額・資金剰余額合計(3)		36,430,377	8.80	※県字の場合は、比率を()書としている。					
実質赤字額・資金不足額合計(4)		0	-						
合計(3)+(4)(5)		36,430,377							
標準財政規模(2)		411,892,788							
連結実質赤字比率-(5)／(2)×100		-8.84							

※早期健全化基準及び財政再生基準は、平成23年度決算の基準である。

将来負担額

下表内 () は H22 年度。【単位：百万円】

地方債 現在高 1,240,805 (1,194,021)	+	債務負担 行為に基 づく支出 予定額 31,660 (37,445)	+	公営企業繰 入見込額・ 組合等負担 見込額 66,606 (67,366)	+	退職手 当負担 見込額 229,978 (217,010)	+	公社、第 三セクタ ー等負担 見込額 94 (188)	-	充当可 能基金 35,089 (48,584)	-	充当可 能特定 歳入 17,671 (19,270)	-	交付税算 入見込額 816,367 (771,109)	
<hr/>															
標準財政規模 411,893 (409,143)														-	元利償還金等に係る交付 税算入額 58,345 (55,320)

(分子) 700,016 百万円 / (分母) 353,548 百万円 = 197.9%
 昨年度【(分子) 677,066 百万円 / (分母) 353,823 百万円 = 191.3%】

健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

1 実質赤字比率

一般会計と一部の特別会計（母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

※ 一般会計と一部の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、企業会計と特別会計のうち公営企業に係る特別会計まで（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。その対象は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などにも広がっています。

※過去3カ年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

- ・ 地方債の元利償還金
- ・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

国庫支出金など元利償還金等に充当した特定財源

4 将来負担比率

これまでの財政指標には、単年度における支出額の大きさを示すフロー指標しかなかったところですが、負債（地方債残高など）の大きさを示すストック指標として、新たに設けられた指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{特定財源} + \text{地方債現在高に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

- ・ 地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ・ 公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ・ 退職手当負担見込額
- ・ 県が損失補償等を付している出資法人の負債に対する一般会計等の負担見込額 など

- ・ 将来負担額に充当した特定財源
- ・ 将来負担額に充当が可能な基金残高（財政調整基金、県債管理基金 等）

5 資金不足比率

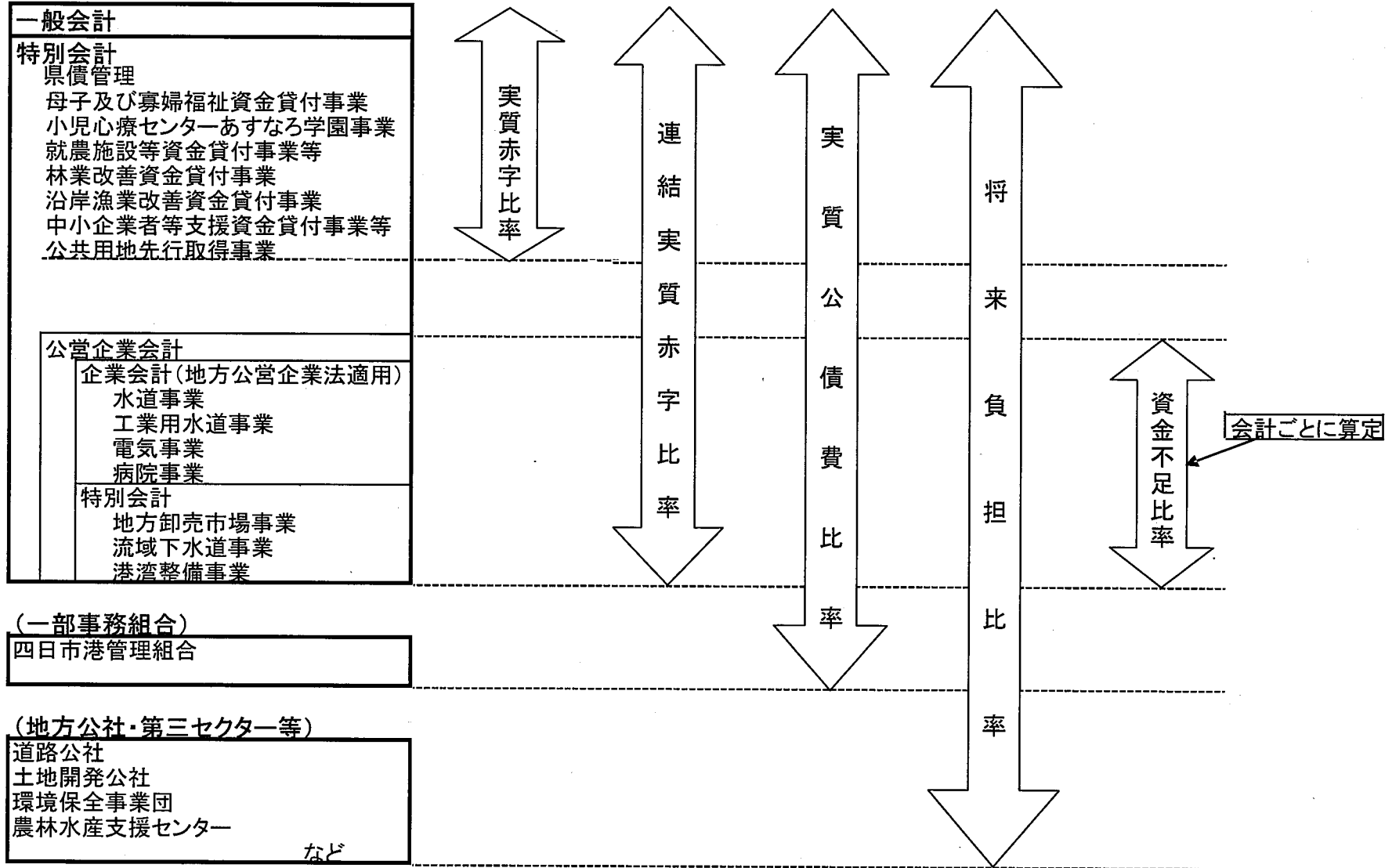
公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

- ・ 企業会計は、「流動負債－流動資産」
- ・ 特別会計は、実質赤字の額

営業収益－受託工事収益（本業の収入規模）

■ 対象会計の範囲（三重県の場合）



2 財政指標の活用による財政状況の把握

(1) 財政指標設定とその目的

平成21年4月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「地方財政健全化法」という。）」が施行されたことに伴い、地方公共団体は決算に基づく健全化判断比率を算定することとなりました。健全化判断比率は、これまでのフロー指標とともに、ストック指標も法律に位置づけられ、また、地方財政の早期健全化又は再生の必要性を判断するため、その比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに住民に公表することが義務づけられました。

地方公共団体は、議会や県民等の監視の下に、収支均衡のとれた財政運営を行い、財政の健全性を確保していくことが必要であり、本県の財政状況に関し、議会や県民等の理解を深める一助として、県議会からご提言いただきました「財政健全化に向けた提言」のご趣旨を踏まえ、平成20年度決算より、本県独自の財政指標を設定しています。

平成23年度決算においても、各指標を算定し、以下にお示ししています。

今後とも、これらの財政指標を用いて、本県の財政状況を分かりやすくかつ客観的にお示ししていきます。

(2) 財政状況のチェックの観点

ア 財政収支均衡の観点

財政状況をチェックするには、第一に、財政収支均衡の観点でのチェックが重要です。

地方公共団体が収支均衡した持続可能な財政運営を行っていくには、まずは、弾力的な財政構造を継続することが必要です。このことにより、予期せぬ情勢変化などにも柔軟に対応でき、行政サービスを維持できる財源確保につながります。

このため、財政収支の面で現時点では実質収支がプラスで早期健全化団体に該当しない場合であっても、将来的に実質収支がマイナスに近づきつつあり、リスクが高まっている財政構造なのかをチェックするとともに、予期せぬ情勢変化に対応できる財源が確保されているかどうかを合わせてチェックすることが重要です。

(目指すべき方向)

歳出削減等により財政構造の改善を図ると・・・

⇒ 財政構造の改善傾向が継続すると、経常的な一般財源の余剰幅が継続的に生まれる。

⇒ 一般財源の余剰が継続すると、基金などの将来に向けた財源確保が可能となる。

⇒ 予期せぬ情勢変化にも対応でき、収支均衡の財政運営が可能な状況に近づいていく。

(チェック内容)

① 財政構造が安定的な収支均衡を継続できる状況なのか、収支がマイナスに陥る状況に近づきつつある状況なのか。

② 情勢変化の際の財源不足に柔軟に対応できる財源が確保できているか。

イ 負債(公債費)の大きさの観点

第二に、負債(公債費)の大きさの観点でのチェックが重要です。

「地方財政健全化法」においても、健全化判断比率として、単年度の公債費の大きさである「実質公債費比率(地方債協議制度の中でこれまでも活用)」に加え、実質的な負債等(将来負担)の規模を測るストック指標である「将来負担比率」を規定しています。

これは、国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債(公債費)の大きさが、財政構造の硬直化と将来の財政収支のリスクにつながる要素となるからです。このため、単年度の公債費やストック面での負債が大きすぎないかをチェックすることが重要です。

(目指すべき方向)

交付税措置のない地方債発行額を抑制すると・・・

- ⇒ 単年度の公債費負担の軽減につながるとともに、地方債残高が抑制傾向となる。
- ⇒ 財政構造の改善が図られる。
- ⇒ 財政収支の改善につながる。

(チェック内容)

国からの交付税措置がなく、県民の負担増につながる負債（公債費）は大きくないか。

ウ フロー指標とストック指標の活用

第三に、これまでのフロー指標に加え、負債残高などを示すストック指標の活用が重要です。

これまでのフロー指標は、当該年度だけの財政状況しか示すことができず、将来の財政運営上のリスクを把握することができませんでした。このため、負債残高や基金残高などを示すストック指標を活用し、将来的にも財政収支が均衡する状態なのかをチェックすることが重要です。

(3) 具体的な財政指標

ア 財政収支均衡の観点

① 行政サービス経費の財政構造を測る指標

『行政サービス経費硬直度』（フロー指標）

「公債費を除く経常収支比率」で示され、一般財源に占める、義務的・経常的な行政サービスの経費や人件費の経費の割合。

減少傾向であれば収支均衡を継続でき、増加傾向であれば、収支がマイナスに近づきつつある（硬直度が高まる）状況を示しています。人件費や事務事業等の歳出削減を行うと、その成果が、短中期的に財政弾力度の高まりとして指標に現れます。

② 財源確保の状況を測る指標

『財源不足対応度』（ストック指標）

一般財源に占める、財政調整のための基金残高と実質収支の剰余額の割合。

財政調整のための基金や実質収支の剰余額は、翌年度の予算編成の際の財源不足を補う貴重な財源であり、将来的に財源が確保される財政運営が重要です。歳出削減や県税収入等一般財源の増加に伴い、財政構造の改善傾向が継続すると、基金などの財源確保につながるため、中長期的に成果として現れる指標です。

イ 負債（公債費）の大きさの観点

① 実質的に県民が負担する単年度の公債費負担の大きさを測る指標

『県民負担となる単年度公債費比率』（フロー指標）

留保財源に占める、交付税措置のない単年度の公債費の割合。交付税措置のない地方債発行を抑制すると、県債償還期間が10年以上であることから、中長期的に成果として現れる指標です。（留保財源とは、歳入のうち交付税（基準財政収入額）に算入されない財源で、交付税措置のない歳出に充てる財源とされています。）

② 実質的に県民が負担する負債残高の大きさを測る指標

『県民負担となる負債残高等比率』（ストック指標）

「将来負担比率」で示され、一般財源に占める、交付税措置のない負債残高等の割合。交付税措置のない地方債発行を抑制すると、もともとの県債残高の規模が大きいことから、中長期的に成果として現れる指標です。

ウ その他の参考指標

①『プライマリーバランス』（フロー指標）

地方債や基金に過度に頼らず、当該年度の歳入で行政サービスを提供しているかを示す指標。

②『償還可能年限』（ストック指標）

当該年度の償還財源で、現在の負債残高を全て無くすのに要する年限。地方債残高が小さい場合や、償還財源が大きい場合、年限は小さくなる。

(4) 財政運営にあたっての財政指標の活用

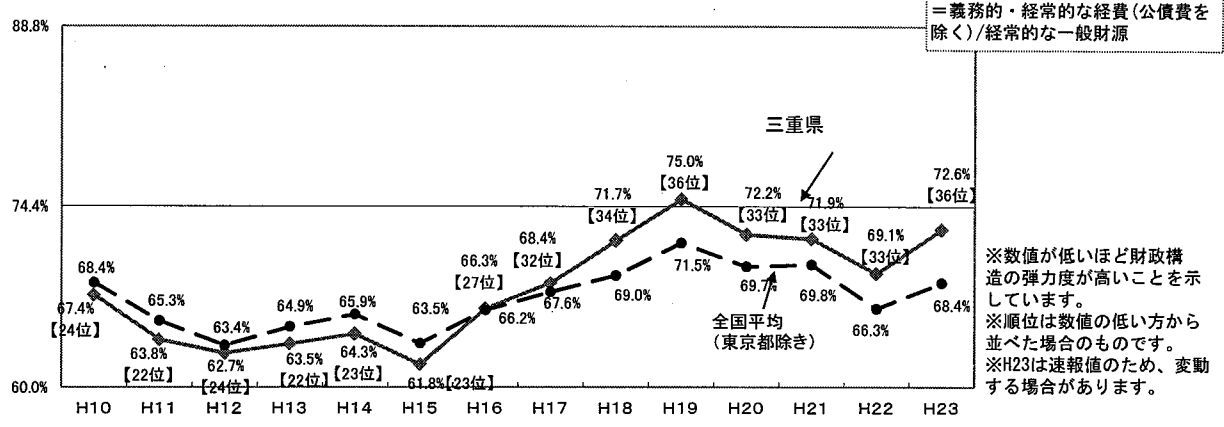
県財政の収支が安定的に均衡し、持続可能な財政運営を可能とするには、地方財政制度に基づく財政運営を行うこと、また、全国自治体の歳入歳出の総計である地方財政計画に沿った財政運営を行うことが重要です。

財政指標が全国自治体と比較し、悪化している指標については、改善の方向に転換するよう財政健全化の取組をすべきであり、また、良好な指標については、全国自治体より悪化しないよう財政運営に留意すべきです。

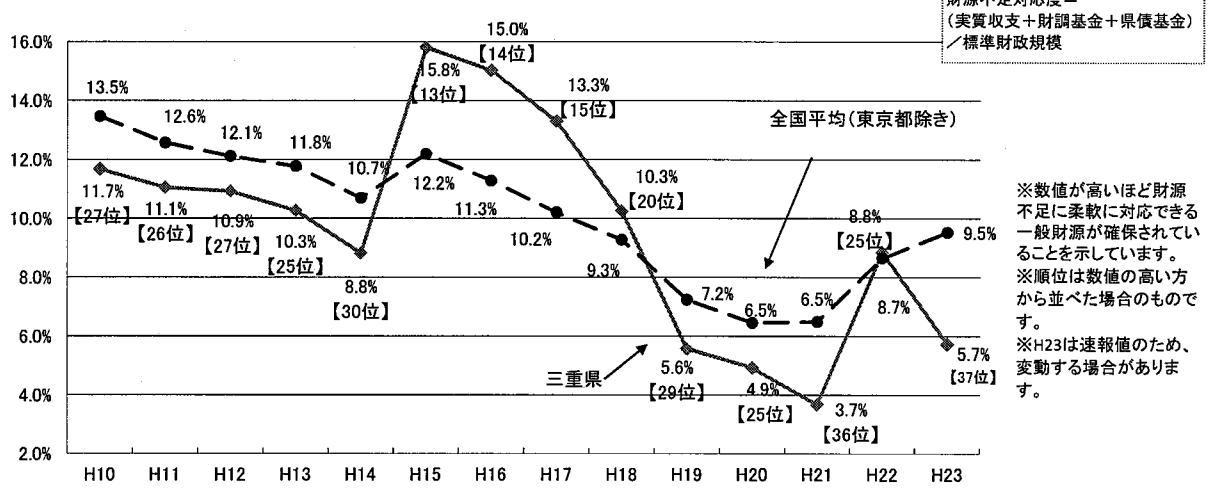
このため、本県の財政指標と全国自治体の財政指標を比較することが重要です。今後、こうした財政指標を活用し、県の財政状況を多面的にチェックし、必要な行政サービスが継続的に行えるよう、引き続き、事務事業の見直し等健全化の取組を行うことで財源を確保するとともに、交付税措置のある有利で真に必要な地方債発行に努めることで将来世代への過度な負担転嫁とならないような財政運営に努めていきます。

財政収支均衡の観点での分析

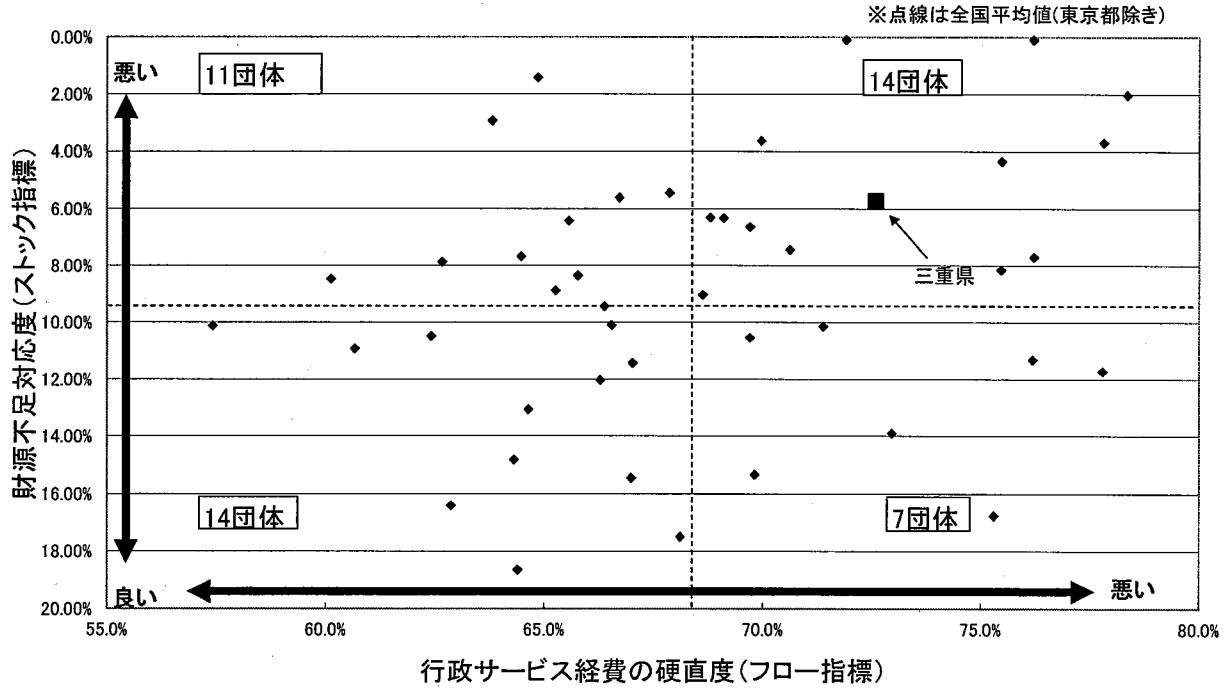
「行政サービス経費硬直性」の推移(フロー指標)



「財源不足対応度」の推移(ストック指標)

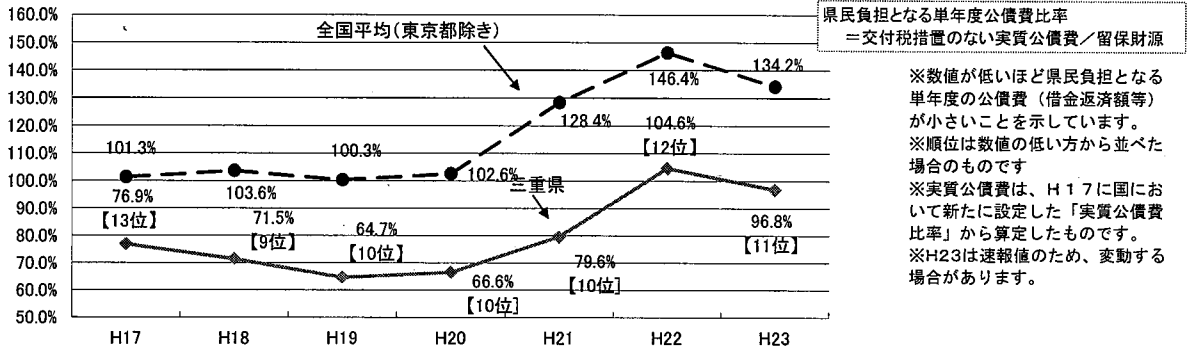


H23 財政収支の状況(フローとストックの両面から見た場合)

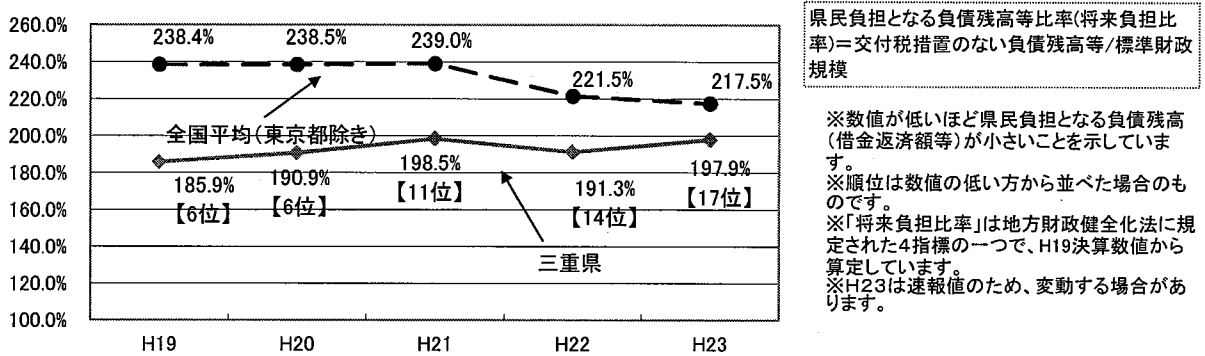


負債（公債費）の大きさの観点での分析

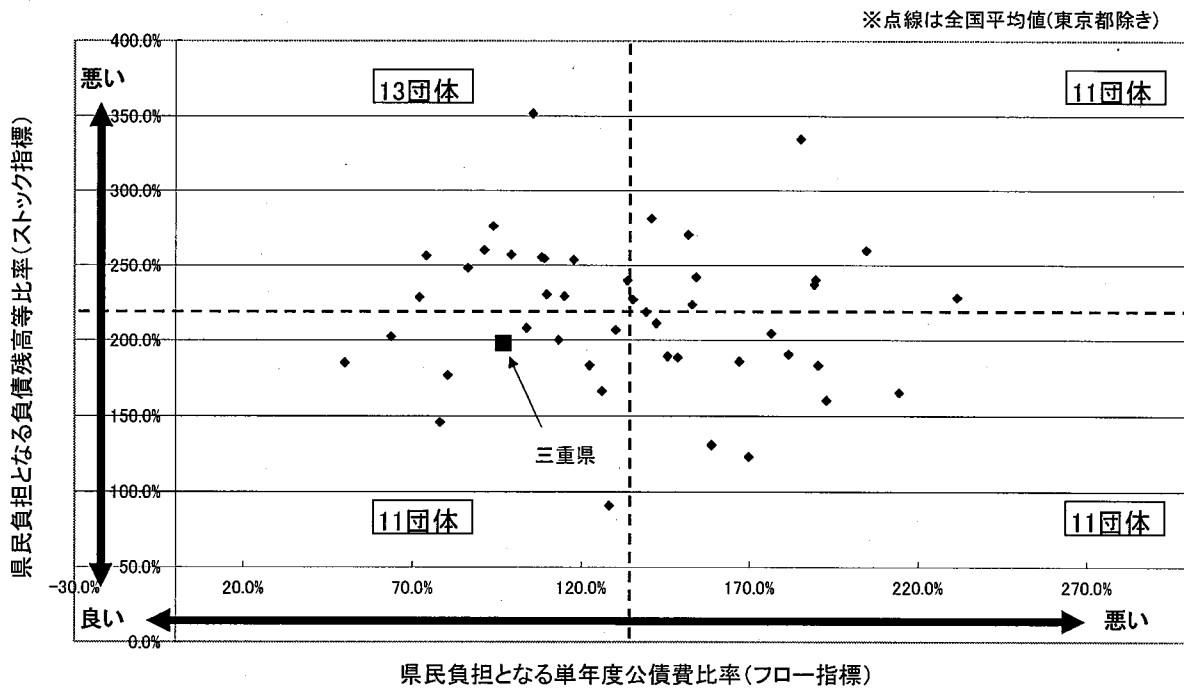
「県民負担となる単年度公債費比率」の推移(フロー指標)



「県民負担となる負債残高等比率」の推移(ストック指標)

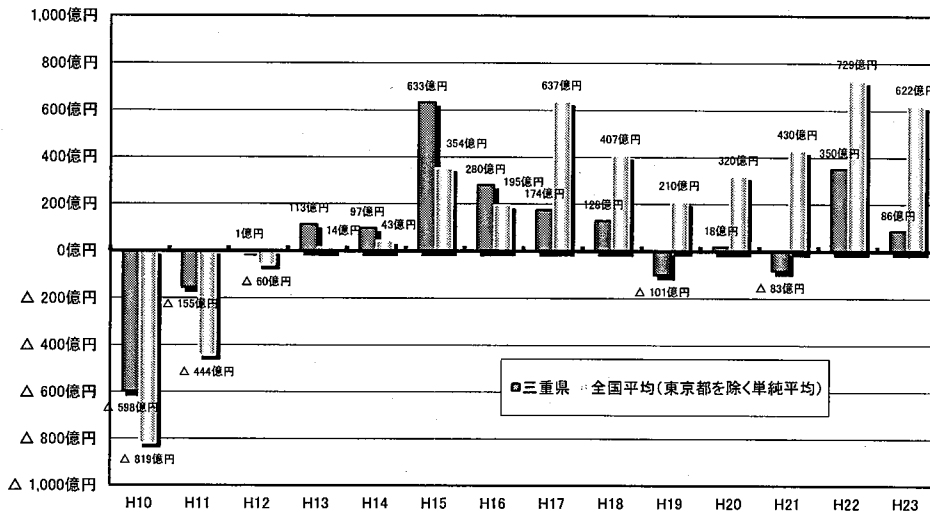


H23 負債(公債費)の状況(フローとストックの両面からみた場合)



その他の参考指標

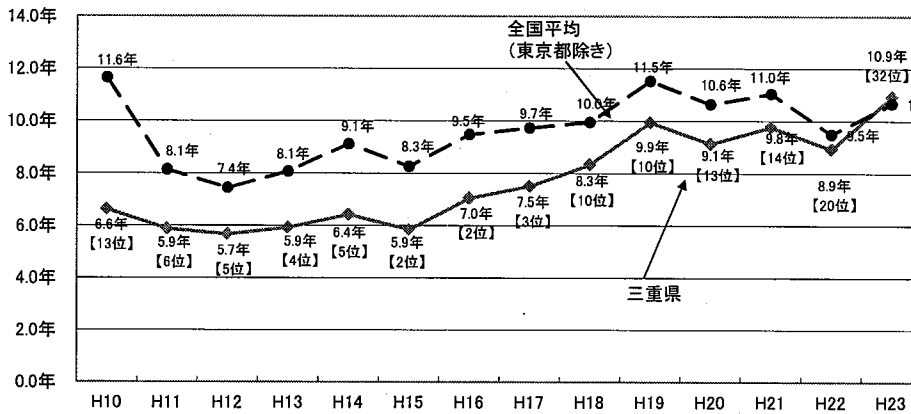
プライマリーバランスの推移(収支の状況)



プライマリーバランス＝
地方債や基金以外の県税
などの当該年度の収入－公
債費以外の経費

※±0で収支均衡を示し、マイナ
スは地方債や基金に頼った財
政運営を示します。
※臨時財政対策債等の、実質
的に地方交付税と言える地方
債は、地方債に分類せず算定し
ています。
※H23は速報値のため、変動
する場合があります。

債務償還可能年限の推移(負債償還の負担の大きさ)



債務償還可能年限＝
地方債残高／償還可能財源

※数値が低いほど債務償還の
負担が軽いことを示していま
す。
※順位は数値の低い方から並
べた場合のもので、当該年度
の償還可能財源とは、当該年度
の経常的一般財源収入のうち
公債費に充当できる額です。
(H23本県の数値は、10.9年で
す。全ての地方債を償還可能財
源で償還できる年限は約11年で
す。)
※H23は速報値のため、変動
する場合があります。